

元老院議官 細川潤次郎題字

特 14

法律學士 矢代 操校閱

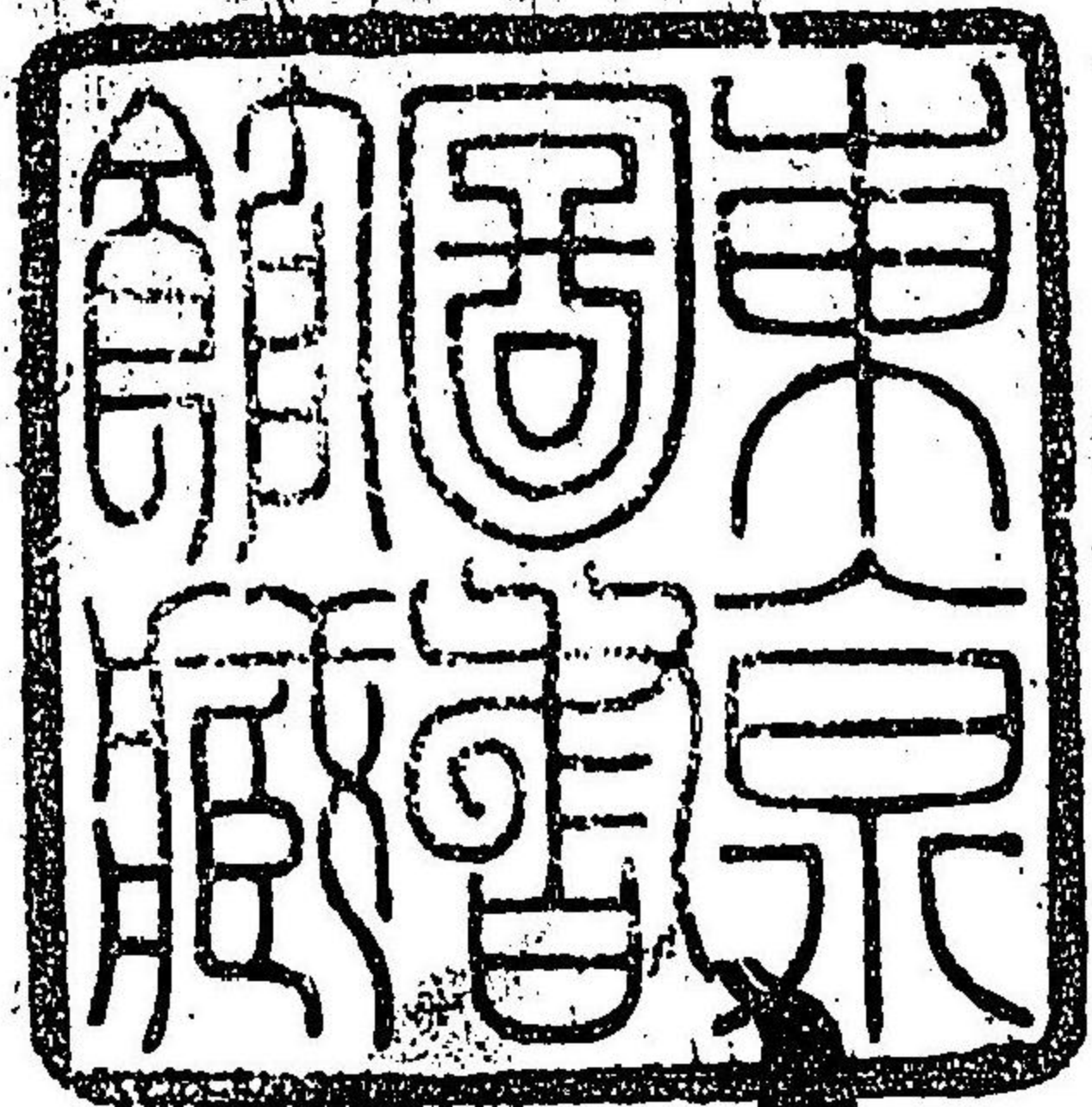
11

# 帝國憲法義解 完

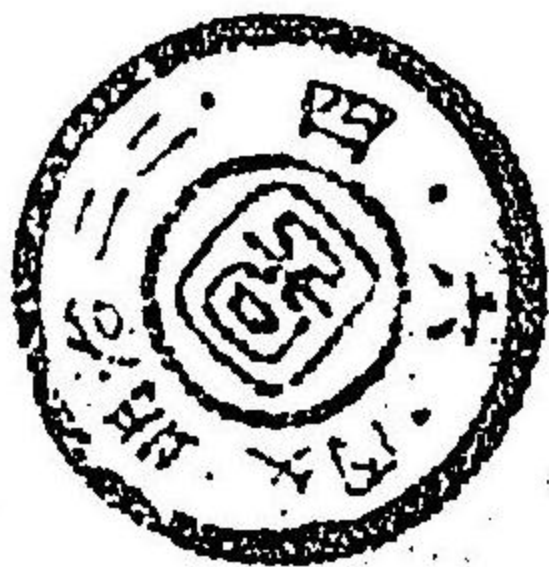
壁谷可六 合著  
上野太一郎



№16092



東泉



此泉一兩  
谷可六  
命

東泉  
寶印

大泉  
一兩

大泉  
一兩



道

道



碑

細川潤題

潤

告文

皇朕ノ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮

ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ

保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ

世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖



皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章  
ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲  
シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵  
行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民  
生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲  
法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ  
紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ  
時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ  
皇朕レ仰テ

皇祖

皇宗及

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來  
ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲ  
サムコトヲ誓フ庶幾クハ  
神靈此レヲ鑒ミタマヘ



# 憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心  
ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承タルノ大權ニ依  
リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大  
典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協  
力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮  
ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德



ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公  
ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽  
シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良  
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意  
ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同  
シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗  
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ  
同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑  
ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕  
カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈  
養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ  
増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願  
ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶  
持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日  
ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由ス  
ル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル  
者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ



子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ  
憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘ  
シ  
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及  
之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其  
享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス  
帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議  
會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシ  
ムルノ期トスヘシ  
將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要

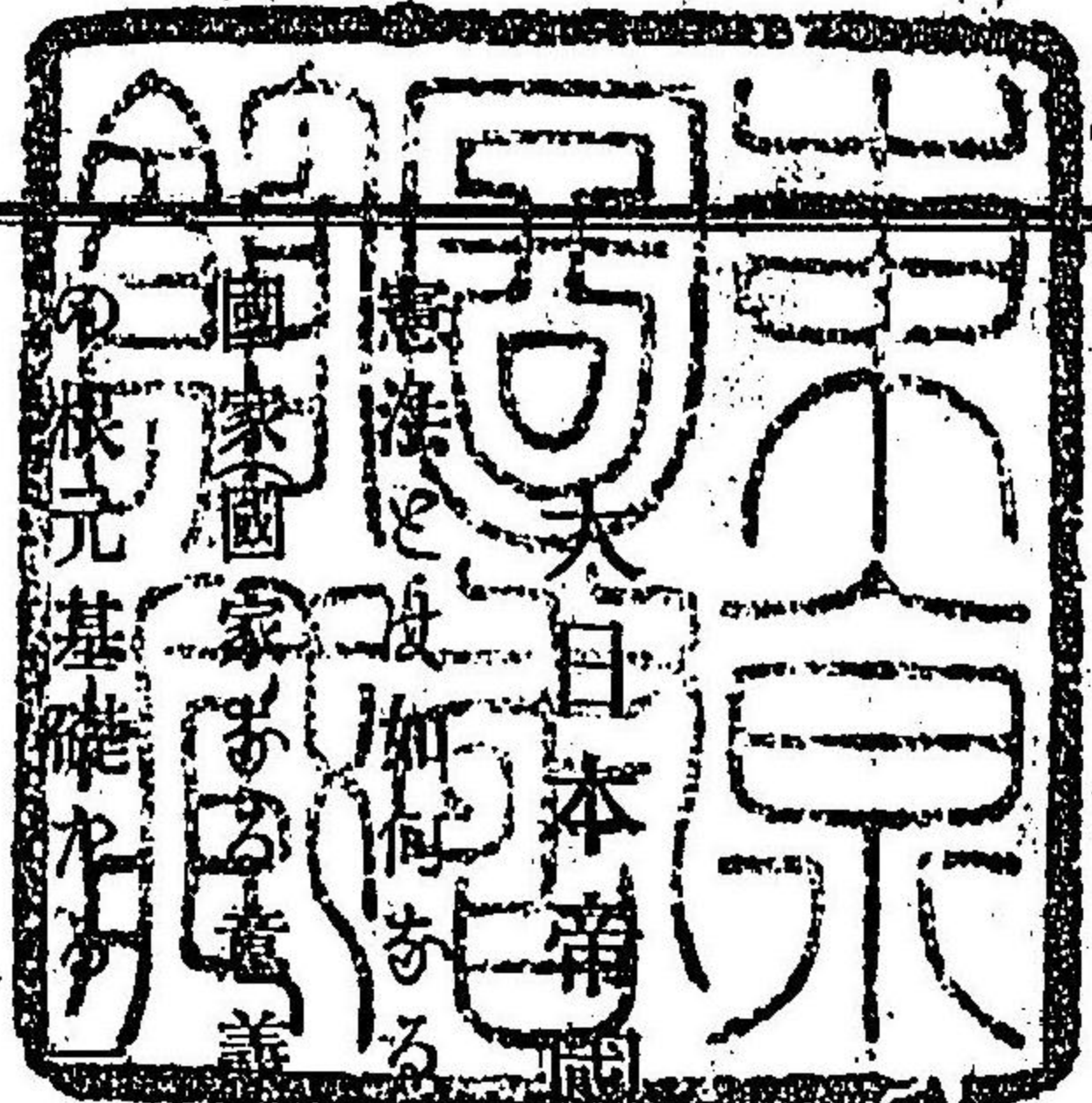
ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫  
ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ  
憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外  
朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコト  
ヲ得サルヘシ  
朕カ在延ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行ス  
ルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此  
憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日



持 14  
113



帝國憲法義解

大日本帝國憲法

磐城 壁谷可六  
肥前 上野太一郎  
合著

憲法とは如何なる者あるや原語に之をコンスタテューションと謂ふ即ち國家國家なる意義は第四條下に説明す可しの政治組織と規定する所の根元基礎なり故に憲法は國家と共に生立し國家と共に發達し國家と共に存亡す彼のコンスタテューションを譯して建國法(ナルガニツクロー)と謂ふも亦此意義に基くものとする其意義此の如くあるを以て政體の如何に拘らす國家

- 內閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 子爵森有禮
- 遞信大臣 子爵榎本武揚



あれは斯に憲法有り憲法と國家とは相離るゝを得ず然れども社會交  
運の開否等に關して成文のものあり不成文のものあり本邦に於て憲  
法の成文と爲りたるは今明治二十二年二月十有一日を以て濫觴と爲  
す可きか如しと雖も其不成文のものは實に神祖建國の當時に於て既  
已に成立し爾來二千五百有餘年の久に亘りて今猶歷然存在する者あ  
り彼の天孫ニ非サルヨリハ大統ヲ繼承シ帝位ニ即クヲ得ヌと云ふ如  
きは是あり惟然る而已ならず成文のもの亦之れあり我至聖至仁ある明  
治天皇陛下畏くも九五の寶祚に登りたまひし初め(明治元年戊辰三月)  
に於て公卿諸侯百官有司を會同し天地神明に誓ひ以て勅定せられた  
る國是(五箇條御誓文)の如き亦以て成文憲法の一と謂はざる可からず  
見る可し憲法は國家と共に成立するものなることを惟其れ國家と共に  
成立す故に憲法は萬國普通一定不動の道理に基くのものに非す必

竟建國の體裁に起因して成立し歴史上の事實に關して發達するか故  
に各國各異ある可きは其性其質の當に然る可き所ありとす豈に甲國  
の憲法を採り以て乙國に適用するを得るもの有んや若し之を適用す  
るを得ること有らば實に偶然の事と謂ふ可し憲法の因て起る所此の  
如し故に國家學に曰く憲法は歴史之を成すと憲法發布勅語に亦之れ  
有り曰く此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリと豈至言に非すや  
憲法は國家編制法なり故に國家あれば斯に憲法あり然り而して立憲  
國の憲法は獨裁國の者に比すれば其間霄壤の差あることを知らざる  
可あらす獨裁國に於ける憲法は多くは不成文にして且不確實不完全  
に大小の政權舉て君主一人の掌中に專握せらるゝか故に其施政上挾  
持する所の主義一定ならず其事實に發表する所を察すれば或は改進  
の如く或は保守の如く或は干渉に似或は自治に類し君主一人の好惡



愛憎に依て變易常なく曾て永久を期する一定の方針あることあり是を以て其治下の人民方向に迷ひ茫乎浩乎其畔岸津崖を見ず其積弊の久き遂に身體性命財産を擧て其與奪に一任し所謂政治思想は全く腦裏より脱出し惟纔かに君主の道德心に頼て以て一日の無事を僥倖するに過ぎず國人民已に此境に沈淪す則ち豈所謂權利ある者あるを知らむや豈又所謂自由ある者あるを知らむや西哲言へるあり曰く專制國の忠臣は唯一の君主ある而已と蓋人民の腦裏に政治思想を存せず日夜惴々乎として惟一日の無事を僥倖するに方ては豈亦國家ある者あるを知らむや見下支那人民唯一己の利是求めて毫も國家を益するに努めず常に泰西人の嘲罵する所とあるも必竟其眼中國國家ありか爲めあり然れども支那も亦一の國家を成す者豈憲法を有せざらんや彼れ未だ立憲政體を組成するに意なくして三千年來の獨裁政を株守

す故に此の如き而已若夫れ立憲國の憲法は則ち然らず彼の習慣を貴重する英吉利の如きは姑く置き其他は概して憲法を成文にし且確實完全を期し其憲法を以て大は國家主權の作用より小は一個人の權利に至るまで一々其大綱を嚴確に規定するか故に施政の方針一定して變せず人民亦方向に迷ふことあり即ち性命身體財産を鞏固安全に保有することを得惟然る而已ならず人民の權利を確定し之をして政務に參與せしむるか故に人々國家の重きを分擔するを知り敵愾の氣日に日に勃興成長し匹夫匹婦も恥辱を被むる有れば則ち以て國家の恥辱ありとし之か爲め性命財産を抛て顧みず以て國家の犠牲と爲すに至る獨裁國の憲法彼の如く而して其効果亦彼の如し立憲國の憲法此の如く而して其効果亦此の如し其彼此の間霄壤の差あるを知る可きあり今本邦は至聖至仁の明君累世相繼ぎ臣民其盛德に感化し忠君の



至誠と愛國の至情とを以て各其骨髓を貫き渾身を填むるか故に歴史  
 上萬國無比の好成跡を呈し猶進んで憲法を成文にし以て人民の權利  
 を確定し之をして政務(立法も亦政務の一あり)に參與せしめらるる嗚呼  
 吾人臣民たる者自今以往進んで國家の重きを分擔し陛下盡善盡美の  
 聖徳治績を翼贊し以て萬一に報し奉らんことを期せざる可からず必  
 竟するに此一大憲法は永遠鞏固に國家の政治組織を規定し且臣民の  
 權利を確定し之をして政務に參與せしめらるる者ありとす即ち立法  
 行政等凡百の政事舉て皆此に率由せざる可からず若し此に率由せざ  
 るの政事は其緩急大小を論せず何人も之に服従す可き義務を負ふこ  
 とおし臣民の政府に對する權利義務亦於是乎確定焉  
 憲法は國家と共に生立し歴史上の事實に關して發達するも必竟國家  
 の主權(主權ある意義は第四條下に説明す可し)に依て確定せらるる者

あり故に此主權を掌握する者は亦之を變更改正することを得可きは  
 勿論ありとす且夫れ國家は活物あり憲法は活物に非ざるあり故に國  
 家は變動極りなく憲法は一定變せず一定不變の憲法を以て變動無極  
 の國家を規するは猶一定の方鑿を以て方圓常なく時に伸縮する所の  
 孔口を塞かんとするが如し故に憲法は社會文運の進歩するに隨て漸  
 く改良に趣く可きは必然の事ありとす是れ第七十三條の規定ある所  
 以あり然と雖も憲法は國家の政治組織を規定するものあり人民の權  
 利を確定するものなり故に可及的一定不變を期し可及的之を保守せ  
 ざる可からず憲法發布勅語に曰く此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス其公布文  
 に亦曰く茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及  
 臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシムと實に萬世不  
 磨を期し實際必要中の必要ありて萬に一失おしと確認せらるるに非



さるよりは第七十三條の規定を適用せられさること蓋知る可きあり  
此の如くにして規定の規定たる所以確定の確定たる所以を事實に發  
顯することを得へし彼の佛蘭西は西歴一千七百九十一年以來今日に  
至るまで僅々一百年間に於て憲法を制定改正する事幾回あるを知ら  
ず而して其人民は未だ堵に安んぜず惟安堵せざる而已ならず人民相  
猜忌し互に讎敵視して歳に月に艱險の境に瀕するか如き狀勢あり之  
に反し英吉利は未嘗て完全の成文憲法を有せずと雖も其君民習慣(即  
ち不成文憲法)を保持して容易に之を更改することを肯んぜず而して  
上下和合一致骨肉相親愛するか如く其聲譽は坤輿上に芳しく其國旗  
は到る處に輝けり憲法更改の害ありて益あく之を保守するの利あり  
て失なき此の如し憲法豈輕易に變更改正す可き者あらんや

## 第一章 天皇

皇祖皇宗の大統を承け神意に基きて日本國の元首と爲り國家の唯一  
無上なる地位に居るもの之を稱して天皇と謂ふ且天皇は獨り國家の  
元首たるのみならず亦社會の長者にして學者の所謂選舉元首武力元  
首の如く不完全なるものにあらざるあり之を國家より言へば立法權  
行法權を初め總ての大權を併有し乃神乃武侵す可からざるの資格を  
備へ社會に就て觀れば最上等の地位を占め天下億兆の最尊敬する所  
のものありとす故に支那の皇帝歐洲のインペロル其義異なる所なき  
也其實に至ては大に同しからざるものあるあり  
天皇ある尊稱は人に就て謂ふものと位に對して稱するものとの別ありて  
即ち某天皇と稱する如きは一の天皇を指すものかれとも爰に所謂  
謂天皇とは大日本帝國の皇位即ち元首の位に在るものを指すなり本  
章總て十七條は則ち此元首たる天皇の國家に於ける大權を定むるも



のどす

凡そ泰西諸國の成文憲法を見るに君主の事を掲ぐる多くは首章に於てせず、學國現行憲法にも國王の事は其第四十三條以下に在るの類是れあり、今我憲法に於ては開卷第一に天皇の事を定む、蓋本邦に於ては國家統治の大權天皇にありて政治上の組織總て天皇を以て機軸と爲すか故に先づ天皇の事を掲げされは餘他一切の事順序と得されはあらず、其無限無量なるか爲めに國君の國家に與ふる洪益の程度は假令腦漿を絞り盡すも余輩の筆端を以て描寫し得へきにあらざれば彼の有名なる英國の大家ハセホットの言を借らむに曰く至要至重なる哉、君王の英國に於けるや其穆々たる尊位其赫々たる威徳は萬民の頼て以て安寧ある所以、一日王あくむは今日の國政必將に陵夷地に墜ちんとす夫

十

れ英國史を讀む者女王ウヰンザルの險を過ぎ威爾斯王子ダルベールに行くの歎に至り多くは其瑣事に憂慮するの過ぎたるを嘲ると雖も是未だ深く事を解せざる者と謂ふへし、蓋當時萬乗の尊を以て寡居せる女王の舉止と幼齡ある太子の動作とに至重至大の關係を有する所以は精思熟察正に其實情を審かにするの後にして始めて通曉するを得べきなりと嗚呼王國の臣民か其君王に對して煥發する感情は實に此の如く優麗あるあり英國君民の間尙且然り況んや四海比類なき我日本國に於ては其情の深き果して幾層あるか殆ど測度し能はざるものあり而して其斯の如くなる所以素より偶然にあらず尾崎行雄氏其著帝室論に言へるあり我帝室の日本に於けるは恰も要の扇子に於けるか如く民心潰散せむとすれば帝室之を收攬して潰散に至らしめず國家分裂せむとすれば帝室之を一統して分裂せしめざりき帝室は常に民

十一



心歸向の燒點と爲りて日本人民の分裂潰散を豫防したり云々と實に日本人民が分裂潰散の悲境に陥らすして此光榮ある國土に生活するものは帝室の賜に由らすんはあらず積徳の馴致する所臣民をして一種言ふ可からざるの感情を有せしむるもの抑亦怪むに足らざるあり

### 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

大日本帝國は何人に依て統治せらる可きや即ち國家學に所謂國家元首(元首ある意義は第四條下に説明す可し)の地位に立つ者は何人あるか本條は之を規定せられたるものあり請ふ之を詳述せん我大日本帝國たる國家元首の地位に立ち立法行政等各部に屬する種々の機關を運轉使用し以て全國を統治するは獨り天皇ある而已且此天皇は萬世一系の天皇からざる可からず是蓋神祖建國の當時に於て既に制定せられたる憲法(即ち天孫ニ非サルヨリハ大統ヲ繼承シ帝位ニ即クテ

得ス)に因襲したるものあり我建國以來茲に二千五百有余年の久きを經其間姦雄豪族國內に崛起し干戈の威力に頼て以て土地を畧し人民を掠め甚しきは國家の政權を竊む者ありしと雖も皇位を覬覦せし者未嘗て之れ有らす其畧掠したる土地人民(恩威を藉りて籠絡したる郎等家人と稱せし類を除き)も亦以て一己の私有と爲さず舉て皆一天萬乘の所有と思惟したることは歴史上の事實に徴して明かあり必竟累世明君の盛徳臣民を感化したるの致す所と云と雖も抑又建國當時制定の憲法彼の如くあるに依らすんはあらざるあり本邦建國の體裁歴史上の事跡をして彼の巍々乎たる富嶽と共に萬國に卓絶し芳名を千歳に傳播し光輝を宇内に發射せしむるもの實に此に在り今之を本條に寫して以て成文憲法と爲す則ち知る皇位は將來天地と共に悠久窮りなく善人臣民及子孫は亦頼て以て無量の福祉光榮を享有すること



を且此規定たる國體の定まる所にして即ち從來の如く堂々たる一個不羈獨立の帝國ありとす但此憲法に依りて立憲の二字を帝國の上に冠し東洋諸國に率先して立憲帝國ある美稱を取りたるに過ぎざるのみ今より進んで其實を擧るは實に國民の責任ありとす法文に大日本帝國とあるは單に國土のみを指すに非ず大凡我版圖内に存在するものは其有形あると無形あるとを問はず一切の事物皆之を包轄するものとす故に彼の特殊の國約(即ち治外法權の條約)ある場合を除き外國人と雖も苟も我版圖内に居留する間は則ち我天皇大權の下に立ち我法律命令に服従せざる可からず一例を擧て之を説明せむ鴉片煙を喫飲することは我に嚴禁にして支那に禁せられず故に支那人は其本國に於ては之を喫飲することを得るも本邦に居留する間は喫飲するを得ざるあり但身分法と稱するの類は其法律の性質上よ

り各其本國の規定に従ふ可きものある故に縱へ我版圖に居留する間と雖も我の法律を以て之を支配することを得ず此類の法律を除き其他は皆我に服従せざる可からず若し我に服従せずして彼各其本國の法律を持し我版圖内に來りて之を施行することあらは是我國家の獨立權を汚穢毀損するものなり昔年以來志士學者の痛憤長歎苦心焦慮して以て彼の治外法權の國約を撤去せんことを力むるもの必竟國家獨立の大權を汚穢毀損するものなりと云に起因せざるはあきあり國土は國家を組成する二大要素の一あるか故に又國家統治の權力概して國土を限り之を施行するものあることは前段述べ所に依りて了知するを得可し是を以て泰西各國に於ては其國家を組成する所の國土即ち版圖に屬する所の國名州名島嶼名等一々憲法に明掲するを以て例と爲す即ち獨逸憲法第一條李滯生憲法第一條和蘭憲法第一條葡



葡萄牙憲法第二條白耳義憲法第一條瑞士憲法第一條等の如き是あり然るに此憲法には單に大日本帝國と掲ぐる而已にして亦泰西の例に倣はず蓋泰西各國は概ね大陸上に割據し其境域相互に比隣と接するを以て一々其版圖を明掲するの必要ありと雖も本邦は則ち然らず四面海を以て疆られ寸地も外國と相接する所なき加ふるに建國の悠遠なる大日本帝國と言へは何人も其版圖を知るに難からず是泰西の例に倣はざる所以あらん

國家統治の事千種萬類頗る夥多なり頼襄曰く天下之事千萬矣人主非有千手萬目也則勢不得不使人と今此憲法の規定する所に依るも立法部に帝國議會あり行政部に國務大臣あり則ち亦内務外務大藏軍務文部司法等の省は勿論其他會計検査院等幾多の官衙を要するや知る可きあり而して此等の官衙皆國家統治の事務を分掌管理するに非ざる

は莫し然るを本條に天皇之ヲ統治スとあるは何ぞや國家は猶人の如し今夫れ人は五體を具し五官を存す而して此等掌る所各異りと雖も之を統治するものは唯一の靈魂ある而已反言せば五體五官は靈魂に屬し其指示する所に從て各其技能を事物に發用するものとす國家も亦然り天皇は國家の靈故に元首と謂ふあり議會官衙は其五體五官あり則ち亦議會官衙は天皇に屬す天皇は之を運用し以て國家を統治す故に曰く天皇之ヲ統治スと

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

皇位とは日本國元首たるの地位即ち天皇の位を謂ふ此の至尊ある位は何人に於て之を承け如何ある制に依るべきか本條は則ち之を明にしたるものあり即ち皇位を繼承するは憲法上二の制限を守らざる可



らす曰く繼承は皇室典範に依るべきこと曰く繼承者は皇男子孫なること是れあり

皇位の授受は天皇も皇室典範に背くへからず皇子も皇室典範に反すへからず況んや他の皇族大臣に於てをや英國の如きは議院に於て王位繼承法を定めたるも是れ其王家を外國より迎へたるに由る決して君治國一般の原則にあらざるなり殊に萬世一系の天皇を戴ける本邦の皇位繼承に於て臣民の吻と容るべきにあらざるは固より論を待たず本條此制限ありて更に第七十四條の規定あるは至當の事ありとす今列聖の遺制に由り此憲法と共に定まりし皇室典範を左に掲げて本項の參照となす

(參照)

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國ノ寶祚ハ萬世一系歴代繼承シ以

テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ當リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ茲ニ樞密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕カ後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

御名 御璽

皇室典範

第一章 皇位繼承

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニノ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫

皆在ラサルキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇



位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子

孫ニ傳フ

第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ

最近親ノ皇族ニ傳フ

第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ

先ニシ幼ヲ後ニス

第九條 皇嗣精神若クハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故

アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ

順序ヲ換フルコトヲ得

### 第二章 踐祚即位

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明

治元年ノ定制ニ從フ

### 第三章 成年立后立太子

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス

第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス

第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲

嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公

布ス

### 第四章 敬稱



第十七條 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス

第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク

天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫アラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ



又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃

皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官寮ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ



第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算檢査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス



第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ拘引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長ヲラシム

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ



第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必

要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘ

凡そ世襲君治國君位の繼承に正則繼承と變則繼承との別あり君主の子孫又は其親屬に於て繼承するを正則と謂ひ親屬外の繼承を變則と稱す本邦に於ては正則繼承法にして皇子皇孫にあらざれば何人も此位に登るを得ず漢土の如きは堯帝舜を擧げて其位を讓るか如きの例あれども是れ本邦の取らざる所我皇位は祖宗の皇位あればあり而して人臣の覬覦す可らざるのみならず其身皇子皇孫たるも男子にあらざるときは亦之を繼承するを得ず歷世の天皇にして女流に出たるの例なきにあらす即ち推古皇極齊明持統元明元正孝謙稱徳明正後櫻町等の諸天皇は女主ありと雖も皆是れ已むを得ざるに由るのみ太祖建

國の本旨にあらざるあり殊に本邦は尙武の國にして臣民皆勇武に富む勇武の臣民を御するには亦勇武の君主を以てするを適當ありとす而して優美ある風彩に富て勇武の氣象に乏しきは女流天稟の性質あれは此點より見るも女主は我邦に適せざるものと謂はざるを得ず既往に於ては已むを得ざるときは皇女を以て之を繼承せしも自今以後如何ある場合あるも本條にして存する限りは斷して斯の如きことあるを得ざるあり

此の他皇位繼承に係る憲法上の規定を皇位繼承の順序踐祚即位成年立后立太子敬稱其他の事は皇室典範の定むる所にして憲法上の問題にあらす今皇位繼承より生ずる他の一二必要の事を述べむ

皇位繼承者は之を繼承すると同時に天皇たれば天皇に附着する一切の大權及責務を繼續するは素より論を待たず先君施政上の關係に對



しても亦之を負擔せざる可らず蓋國君の措置にして苟も國家の關係上に於てし君主の資格を以てしたるものは決して國權保有者の變更と共に變更すへきものにあらざるあり然れども天皇の天皇たるの資格を以てせず國家の關係上に於てせざる事柄即ち一個人の資格に於て所有し又は處置したるものは皇位繼承と共に繼續すへきの限にあらす

皇位繼承の資格ある者既に之を繼承するの後に於て其位置を退く事即ち天皇が其位を辭するの時は時に之れあじと謂ふ可からず然れども天皇にして其位を退けらるゝことは決して之あるを得ず獨逸の碩學リヨンチ曰く國王の意見に反して王位を退かしむるは國法上爲す能はざる所あり何となれば國王の上に立つ裁判所或は主宰者あければありと其れ然り其國にして他國の爲めに侵畧せられたる唯一場合

を除くの外國王の意に反して其位を失ふまど絶へて有ることなきものをとす

### 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

凡そ國家の元首たる地位に在る者は其國家の威嚴を表章するの大權あり又國君あるものは君治國正當の主義上一般人民と殊別すへきものたり此點よりして國君には神聖不可侵の性格生す此事たる歐洲に於ても羅馬以來の舊例にして李滯生國現行憲法にも其第四十三條に國王ノ身體ハ侵スヘカラスナルモノトスとあり其他壤地利西班牙の如きも皆成文上之を明定せざるはあし况んや我天皇の如きは聖子神孫の歴世相承くるものあれば其侵犯すへからざる所以多言を待たずして明かり

天皇は神聖あるか故に其身體は如何なる場合に於ても之を侵犯する



能はず即ち危害を加へ不敬を爲すを得へからず逮捕拘引するを得へからず爲政の措置當を失するも之を懲戒するを得ず平生の所爲刑に觸るゝも之を處罰するを得ざるなり而して若し此原則に背き天皇を侵す者あるときは刑法は以て極逆至惡の所爲と爲し極點の程度を以て之を處罰すへし刑法第百十六條及第百十七條の峻嚴あるは此原則より出たるか爲めあり

又此の神聖不可侵の原則は分れて二とある第一君主は無責任なること第二君主は惡事を爲す能はざること是れあり第一の無責任とは爲政の措置と平生の所爲とを問はず法律上責任義務を負はざるを謂ふ即ち爲政の措置に對しては第五十五條の規定あるか如く國務大臣其責に當たり其他天皇に於て總て直接に責務を負ふこととし學國の如きは國王と雖も一個人の資格或は私有財産所有主の資格に於て生じ

たる所爲は人民より民事裁判を請求するを得るも本邦に於ては民事上にもせよ天皇の責務を有することあり若し夫れ皇族は皇室典範(第四十九條第五十條)に於て訴訟の規定あるも天皇は天皇にして皇族にあらざれば亦之に據るを得へからず蓋萬々一天皇に對し民事上の事柄生ずるときは哀訴嘆願之か救濟を求めて可あり

天皇は如何なる場合を問はず無責任ありと雖も其無責任たる法律上の無責任にして決して專横放恣を逞ふするを得へしとの義にあらざる無責任の原則は敢て正義道德の責任を包含するにあらざれば憲法を確守すへき責任の如きは固より之をくむはあらざるに告文に曰く朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾シハ神靈之ヲ鑒ミタマヘト又公布文に曰く朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ヲサルヘシト



然らば則ち天皇に對する裁判官は絶てあることありとは云へ祖宗の神靈と天皇自己の良心とに對しては大に責任を負ふものありリヨソチの所謂歴史は國王の裁判官ありとは是れ之を指すあり

第二、君主は惡事を爲す能はずとは其所爲假令法律の禁する所に係るも何人をも之を犯罪あり惡事ありと爲すを得ず既に如何ある所爲をも犯罪とあらす惡事とあらざる以上は畢竟君主は惡事を爲し能はずるに異ならずとの意あり今此理を實際に比照して言へば天皇は次條に明あるか如く國家統治の大權を有し第五十七條の司法權も歸する所天皇にあり大權は無上無限あり無上無限の大權を有する天皇かれは決して他に服從して糾彈裁決を受くる能はず且や一切の裁判は天皇の權内にあるを以て自己の所爲を自己自ら判決するの結果とあり法理上爲す可からざることにして到底天皇は惡事を爲す能はずと謂

ふの外なきあり

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ

憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

本條は主權の所在を明定するものにして此憲法の主眼我國體の基軸かれは解説殊に丁寧を盡さざる可からず請ふ下の三段に分つて之を述へむ第一國の元首第二統治權の總攬第三統治權の執行

第一國の元首 之を詳にせむとせば先づ國即ち國家の何ものたることを檢覈せざる可からずエモス氏國家の定義に曰く永久を期して組織せられたる人類の一部分の團結體にして一定の土地を有し其土地と政治との徳に依り人生の必要事を成し得る資格を具備するものを國家と稱すと今之を演繹すれば人類の團結即ち社會の組織あるを要し其組織は政治上の組織にして且永遠無期あらざるへからず而して



土地をければ永遠を期し難きか故に彼の水草を逐ふて漂泊せる蠻民の如きは未だ國家を成したるものにあらす又政治即ち治者被治者の區別あり法律あるを要し其組織を以て人生種々の幸福を増進するに足るの資格ありと謂ふにあり近代の國家學者は國家を以て一の高尙ある動物とあし即ちブルンチャリーは左の如く論斷せり曰く歴史上の事實は吾人をして國家の高等有機體あることを認識せしむ實に國家は人民の思想を取り法律として之を明言するの神識あり事業として之を實行するの勢力ある一の偉體あり云々と是れ生理上より研究したるものなれども更に公法上より見るも國家の一の巨人たること明かり何となれば國家は權利を有し義務を負ひ財産を所有するを得る等敢て一個人と異あらざればあり

此の如く國家は一の有機の偉體なるか故に一個人と同しく其存續及發達を計るには必種々の意思を發するものあり意思既に發するときは之を決行するの前に於て其意思の果して自己の目的本旨に適ふや否やを定めざる可からず例へば一個人に於ても惜陰苦學の意思あり衛生節養の意思あらむも之を實際に行ふには其體質及將來の目的等に照らして之を定め必しも一の意思に偏せざるか如き是れあり國家の意思は國家の神識其自體の本義國家の本義は第二章下に掲ぐを鑑みて之を決す而して此神識を元首と謂ふ即ち法文の所謂國の元首とは天皇の日本國の神識たることを明にするものあり

第二統治權の總攬 統治權とは學者の所謂主權にして英語之をサヴレニチーと謂ひ國家統治の大權ありとす抑主權の問題たる古來囂々として學者政治家等の社會に行はれ甲論乙駁之か爲めに費せし文墨は浩翰其幾千あるを知らすど雖も尙は未だ歸一する所あらざるか如



し故に詳に之を説かは千言萬語を重ねたる一大冊子を成すべく固より爰に盡し得へきにあらざれば左に諸大家の説を折衷したる主權の定義を掲げ次に只法文に就て一二必要の點と説かむとす

主權とは單獨唯一にして所在確定し久遠を期して全國に普及し無上無限ある一國統治の大權あり

此の如く主權は無上無限の大權あるか故に一國の安危は常に之に由らすむはあらず殊に其可分不可分の説の如き之を誤解するより生ずる結果は毫髮千里危殆言ふへからざるものあり蓋主權可分の説は遠く希臘のアリストートルに由來しモンテスキューの三分論を稱道せしより天下靡然之に傾けり其説に曰く主權は立法行政司法の三個に分割し三權各獨立して相侵すを得さらしむ斯の如くせされは國民の自由獨立は完全あるを得へからずと然るに今日に及ては此説大に國家

學の排斥する所とあり主權不可分論は理由の鞏固あるのみならず加ふるに事實の證明を以てし殆ど之を壓倒するに至れり夫れ國家が高等有機の偉體ある以上は其活動上に於ては種々の機關を要すへきも之を支配する所の神識は決して數處に分居するを得へからず何と云れば人類四肢五體の進止動靜は一腦髓の統括すること誣ゆへからざるの理あり學者が千八百二十六年の葡國欽定憲法に於て主權を四分し立法行政司法の外調和權あるものを設け國王は唯此調和權を有するを見て誤解謬見に出てたるの法と評し理論に悖り事實に背くものと爲すも宜かりと謂ふへし其然り主權なるものは分割すへからざるものなり

されは主權は如何ある處にか在る此問題に付ても歐洲に於ては二説あり曰く主權在君曰く主權在人民是れあり今英國刑法學者ステフェン



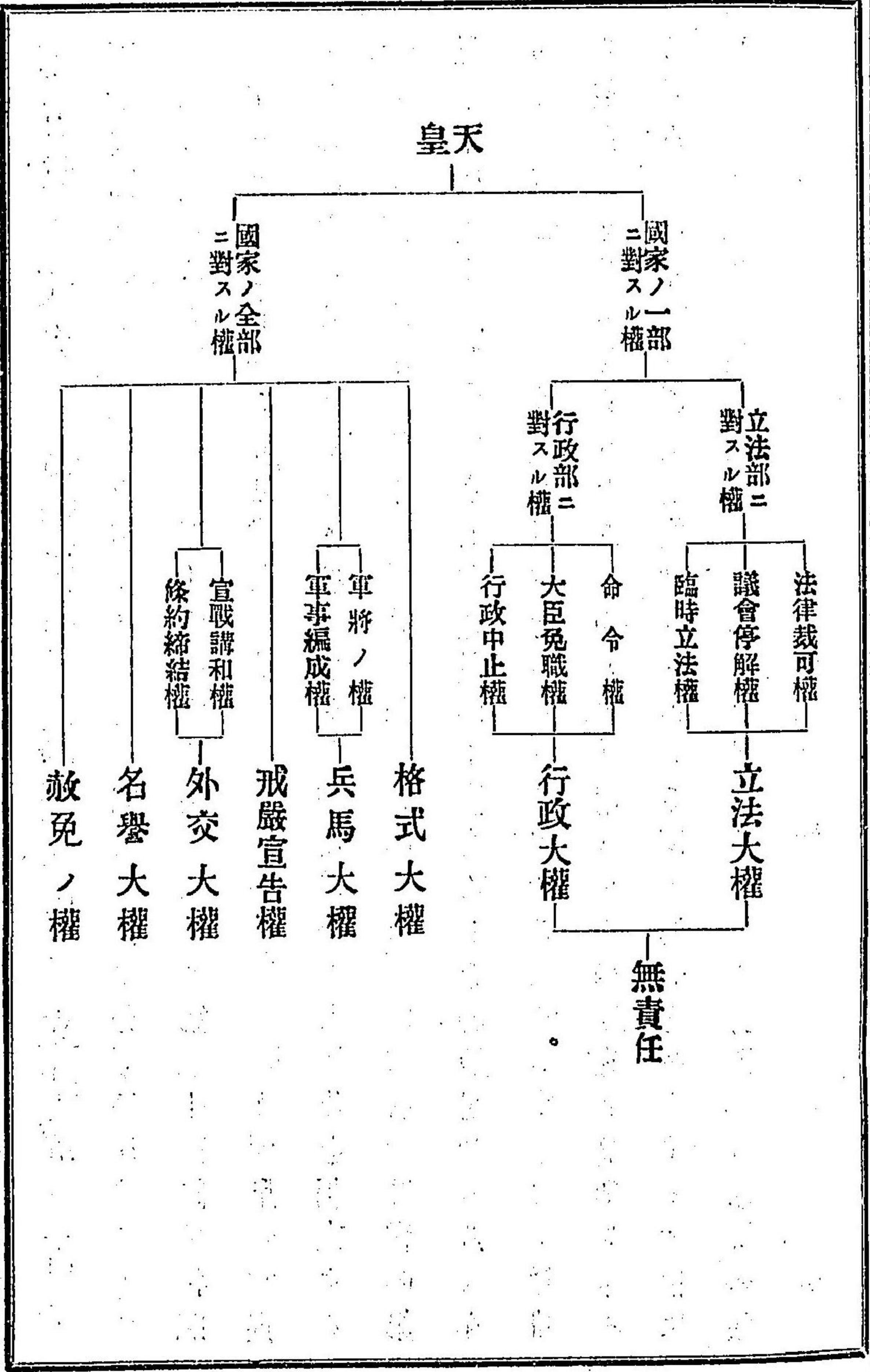
氏の解釋に係る君民の關係二様の意義を掲げむに一に曰く君主は國民の代理者に過ぎずして主權は國民に屬するものあり只億兆の人民各自ら一國を統治する能はさるか故に特に一人に委託して之を行はしむるのみ即ち君主は代理者にして其大權は委託に係るものあり隨て君主若し過失あらは本人か委託代人に於けると同じく人民は隨意に之を廢黜するを得へしと其二に曰く君主は人民の主宰にして主權を掌握し其位置より生れなから神聖あり之を論議す可からず之を侵犯す可からず假令君主に過失あるも之を忠諫するを得るも決して責問するを得可からず而して之を忠諫するも能く臣民の分を守り敢て其威嚴を傷くべからずと第一の意義は近古以來盛に行はれ平民主義の漸次發達するに従ひ頗其勢を得るに至れり然れども國家學の發達は却て第二の意義と鞏固からしめ學者頗に第一意義と各國の歴史と

相合せざるを駁撃するもの多し蓋國家學の説く所假に眞理に適せずとするも既に君治國を組織する以上は第二の意義に據らざる可らず何とあれは君主は神聖ありとせされは君主主義成立せされはあり我國の主權は分つあく割くあく天皇の一身に在るものとす即ち無上無限ある一國統治の大權は人民に在らず議院に存せず又各所に分在せず獨り天皇の獨占する所あり法文の所謂總攬シとは是れ之を明示したるものなり

第三統治權の執行 統治の大權即ち主權は舉げて天皇に在りて其權たる無上無限あれは天皇は如何ある法律を制定し如何ある施政を爲すも敢て妨げなきか如しと雖も此ノ憲法ノ條規ニ依リて規定したるは則ち其大權執行の上に制限を置きたるものあり此數字は實に專制政治と立憲制度との由て分るゝ所にして大權の天皇に在るは敢て異



なることなきも其實際に執行するに於て必憲法の規定に従ふもの則ち立憲の立憲たる所以あり此原則たる各國憲法の明記する所にして例へは千八百三十年八月十四日の佛國憲法第十三條白耳義國憲法第六十七條及英國千八百六十九年六月二十二日のビル、エンド、デシラレーション、オフ、ライト等に於ける是れあり今本條を總括して以上述べたる所を約言すれば天皇は日本國の主宰にして主權を一身に掌握す然れとも其主權は之を實際に執行するに當ては必此憲法に従ふと云ふにあり左に天皇大權の系統を掲げて参照に供す





## 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

本條は國家統治の大權を以て源泉とし憲法に由て分派流出する所の一大脈理たる立法權の使用上に關する規定にして第三十三條と相照應するものとす即ち立法權も統治權の一部あれば亦獨り天皇の掌握するものたること明かあり然れども之が使用權即ち法律を制定するの權は本條の規定に依り其幾分を割て帝國議會(帝國議會の註釋の第三章下に掲ぐ可し)に附與し其協賛即ち同意あるを必要とせらるゝあり反言せば帝國議會は立法權を分與せられたるにあらすして立法權の使用權を分與せられたるものとす所謂人民の參政權とは即ち是あり且此に所謂立法權は尋常法律と稱する所の例規を制定するの權にして彼の憲法を制定政廢するの權には非ざるあり抑國家立法權の使用權を國會に分與するは國家學の原理に適し立憲國に於て然らざる

を得ざるものとす故に彼の獨裁國の政治組織は國家學の原理に適せず(希臘の鴻儒アリストトトル曰く人は社會の動物ありと蓋人の物たる之を他の動物に比すれば天賦に良知良能を有し一步々々進化するにも拘らず其體軀脆弱にして其需要頗る多く自ら需要する所自ら之を供給する能はず必ず同類相聚りて社會を爲し人々其體軀と嗜好する所に從て分業營爲し有餘を以て不足を補ひ互相に有無交通して以て此世に生存するを得るものあり即ち人は禽獸の如く孤立獨居して能はざるもの二の者あるか爲め一方に於ては社會を爲すの因と爲り他の一方に於ては社會外に生存するを得ざるの果と爲るあり故に曰く人は社會の動物ありと然れども人の希望(即ち意志)は單に社會を爲したる而已を以て満足し得可きに非ず是に於て進んで國家を組成す



るの必要を生ずるあり(社會と國家との區別は前條に説明したるを以て重出せず)今夫れ社會と國家とは多少の差ありと雖も到底國家も亦人衆を元素の一として組成するものたり而して法律は國政を施行するの標準あるを以て其國家を組成する人衆の目的たる生活の發達を保護し之を害せざることを必要とす何とあれば人の社會を爲すは其生活の爲にして進んで國家を組成するは其生活を發達するか爲めかればあり所謂生活の發達とは其外部の事物よりも寧ろ其内部の事物即ち意志に關する所頗る重大かり故に法律を制定するに方ては先づ人衆の意志の在る所を知ること最も肝要ありとす此意志を知るの方如何國會をして之を表示せしめん而已換言せば國會は全國人衆の意志を表示する爲め國家に要する所の機關ありとす彼の代議士は選舉者の意志を代表する者に非ずして全國人民の意志を代表する者な

りと謂ふも亦此理に基くものあり其然り故に國家の立法權は元首の掌握す可きは勿論あれども其使用權に至ては元首と國會と之を分有するを以て當然とす猶帝國議會に關する諸般の規定は第三章以下の各條下に説明す可し

### 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

本條を分拆して法律の裁可、法律の公布、法律の執行の三とし逐次之を説明す可し今此逐次説明を爲すに先たち法文に所謂法律とは如何なる種類の法令あるや之を研究すること甚だ緊要ありとす現今の制度は左の如し

(參照)明治十九年二月二十六日勅令第一號

朕法律命令ノ格式ヲ制定スルノ必要ヲ認メ茲ニ公文式ヲ裁可シ之ヲ公布セシム



公文式

第一 法律命令

第一條 法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス

法律ノ元老院ノ議ヲ經ルヲ要スルモノハ舊ニ依ル

第二條 法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ

内閣ニ提出シ總テ内閣總理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ

第三條 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣之ニ副署

シ年月日ヲ記入ス其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理

大臣及主任大臣之ニ副署ス

第四條 内閣總理大臣及各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ其

職權若シハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序

ヲ保持スル爲メニ閣令又ハ省令ヲ發スルコトヲ得

第五條 閣令ハ内閣總理大臣之ヲ發シ省令ハ各大臣之ヲ發ス

第六條 閣令ハ年月日ヲ記入シ内閣總理大臣之ニ署名ス

第七條 省令ハ年月日ヲ記入シ主任大臣之ニ署名ス

第八條 各官廳一般ニ關スル規則ハ内閣總理大臣之ヲ定メ各廳

處務細則ハ其主任大臣之ヲ定ム

第九條 内閣總理大臣及各省大臣ノ所轄官吏及其監督ニ屬スル

官吏ニ達スル訓令モ亦第六條第七條ノ例ニ依ル

第二 布告

第十條 凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ官報各府縣廳到達日

數ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス但官報到達日數ハ明治十

六年五月二十六日第十四號布達ニ依ル

第十一條 天災時變ニ依リ官報到達日數内ニ到達セサルトキハ



其到達ノ翌日ヨリ起算ス

第十二條 北海道及沖繩縣ハ官報到達日數ヲ定メス現ニ道廳又

ハ縣廳ニ到達シタル翌日ヨリ起算ス

島地ハ所轄郡役所ニ官報ノ到達シタル翌日ヨリ起算ス

第十三條 法律命令ノ發布ノ當日ヨリ施行セシムルコトヲ要シ

又ハ特ニ施行ノ日ヲ掲ケタルモノハ第十條第十一條第十二條

ノ例ニ依ラス

第三 印璽

第十四條 國璽御璽ハ内大臣之ヲ尙藏ス

國璽御璽ハ親署ノ後内大臣之ヲ鈐ス

第十五條 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐ス

第十六條 國書條約批准外國派遣官吏委任狀在留各國領事證認

狀及三等以上勳章ノ勳記ハ親署ノ後國璽ヲ鈐ス

四等以下勳章ノ勳記ハ國璽ヲ鈐ス

第十七條 勅任官ノ任命ハ其辭令書ニ御璽ヲ鈐シ奏任官ノ任命

ハ其奏薦書ニ御璽ヲ鈐ス

是に由て觀れば法令を大別して法律命令の二とし又其命令を細別して勅令、閣令、省令の三と爲し名稱上區別ありと雖も其事實(即ち法令)に見はるゝ所に依れば彼此混同して區別し難きものあり蓋國家學に於ては法律、命令、告達の三に大別し學理上其分界を論ずるも之を事實に適用して其法律と命令と孰れに屬す可きものあるやを區別することは頗る困難なり然れとも亦全く區別し能はざるにあらず惟其末葉に至りて此困難に遭遇する而已本邦現今の制度彼の如くあるも其事實に見る所に依れば所得税法、煙草稅則、醬油稅則、出版條例、新聞紙條例、版



權條例、特許條例、意匠條例の如き皆勅令なる名を附し北海道土地拂下規則には閣令ある稱と附せられたり此等の法令は何れも國家と人民との間及び人民と人民との間に權利を生し義務を負ふものからざるは莫し乃ち法律と爲す可き性質には非ざる乎國家學に於て法律と爲すもの概畧三あり其一は國家と人民全般との間に權利義務の關係あるもの(即ち公法)其二は人民と人民との間に權利義務の關係あるもの(即ち私法)其三は國家と特定の人民との間に權利義務の關係あるもの(即ち公法)是あり蓋此憲法施行の後の事實上法律、命令の區別現今の如くからずして其漸く學理に適合するに至らん却説是より本條を分析したる逐次の説明を爲す可し

凡そ法律を制定するには前條の規定に従ひ必ず帝國議會の協贊を要す故に法案は必ず先づ議會に下付せらるゝあり而して其法按は兩議

院の議決を経たる而已にては其外形こそ法律あれども未だ法律たる資格を完具せず必ず又天皇の裁可を得然後ち其資格を完具するものあり即ち天皇は兩議院の議決したる法案を或は裁可し或は拒否するの權を有す此權たる立法權の一部にして名けて法律裁可權と云斯く説述し去らは國會の議決も頗る脆弱にして國會の國會たる効あきか如く思惟する者あらんか然れども少しく考究を費さは其然る所以を了知するに至らむ請ふ其畧を述ん國家は人衆より成る故に國政は人衆の爲めに行ふ法律は行政の標準あり故に法律は人衆の意志に適合すると要す然而して法律を制定するに方り主として人衆一般の意志を表明するものは國會の一たる衆議院是あり此表明を爲す所の分子たる議員は人衆中當時の上流人たること言を俟たず大凡社會の上流に立つ者其員僅少に下流に居る者其數夥多あるは自然の勢にして



上流下流の由て分るゝ所亦此に在り且夫れ佚を好んで勞を惡み利に就て害を避け同を愛して異を憎むは人情の常態あり彼の殺身爲仁と云か如きは千萬中一二に過ぎず加旃主義の異同に依て黨を樹て派を分つは議會に伴隨するの事實あり故に其多數に依る議決は勿論縱へ全會一致に依る議決と雖も果して無私不偏眞に中正を誤らざる可きか何人も百發百中萬に一失あしと斷言する可し貴族院の主として表明する所の意志は人衆の意志にあらずして國家の意志ありとす此國家の意志と人衆一般の意志とは陽に反對し陰に合同す例せば力役(兵役)の類(供費)租税の類の如き人衆一般意志は之を負擔するを欲せざるや固りなれども之にあらずれば以て國家を維持す可からず是陽の反對あり然れども國家あるか爲め人衆一般福祉光榮を享有するを得可し是陰の合同あり故に兩院を通過したる法案は中止を得可

き道理あるも貴族院の分子たる議員も亦是人あり豈亦好惡就避愛憎あからんや且衆議院の議員より一層上流者たること必せり加旃富榮あれば保守の念深く貧賤あれば進取の心熱きは亦人情の常あり故を以て貴族院の議決も亦無私不偏中正にして萬に一失あしとは謂ふ可からず其事情斯の如し然則ち元首に法律裁可權ある可からざること知る可きあり然れども此權の決行に自ら期限の在るあり議院法第三十二條に兩院ノ議決ヲ經テ奏上シヨル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシとあり是單に公布の期限を規定せられたるものゝ如しと雖も之を推究するときは又自ら裁可權決行の期限をも包言規定せられたるを見るあり其詳かあるは該條下に至りて説明す可し

法案は天皇の裁可を経斯に其資格を完具すと雖も未だ以て國家の法



律と爲らす即ち行政の標準と爲らざるあり必ず又第五十五條第二項の規定に従ひ國務大臣之に副署し且法式に依て公布せられ然後國家の法律と爲るものあり此公布權も亦天皇の獨り掌握せらるゝ所とす但此公布權の決行に關して期限の規定あり即ち前段に援引したる議院法第三十二條是あり其詳かあるは該條下の説明に就て知る可し又公布式の事たる現今の制度に依れば前段參照に掲けたる公文式の規定に従ひ官報に掲載するを謂ふ猶一言す可き事あり已に公布せらるれば以て國家の法律と爲す可しと雖も未だ人民をして之を遵奉せしむ可き効力を生せず必ず又公布と執行との間に人民の之を知了し得可き日時を存せざる可からず但其施行期日を特に伸縮して定められたる法律は此限に非ざるあり例せば保安條例は公布即日より施行せられ會計法中帝國議會に關涉せざる條項は明年四月一日より施行せ

らるゝか如き是あり現今の制度に依れば此日時を七日間と爲すこと亦公文式に規定あり而して此七日間は官報の到達の日より起算するものあるか故に之を知らざる可からず今其各地到着日數即ち明治十六年五月二十六日布達第十四號を表に制し讀者の便に供す

官報各府縣到達日數表

日數		府	縣
即日		○東京府	○神奈川縣
二日		○茨城縣	○栃木縣
三日		○愛知縣	○静岡縣
四日		○京都府	○大阪府
		○兵庫縣	○奈良縣
		○三重縣	○滋賀縣
		○岐阜縣	○長野縣
		○福島縣	○新潟縣
		○宮城縣	○山形縣
五日			



六日	○富山縣○岡山縣○和歌山縣○德島縣
七日	○岩手縣○石川縣○鳥取縣○廣島縣
八日	○秋田縣○福井縣○島根縣○山口縣○高知縣
九日	○香川縣○愛媛縣○福岡縣
十日	○青森縣
十一日	○長崎縣○大分縣○佐賀縣○熊本縣○宮崎縣
十二日	○鹿兒島縣

法律の執行を命ずるの權も亦天皇の獨り掌握する所たり此權を號して行政權と謂ふ前條の所謂立法權と對峙併立し國家の統治上共に重大の權たり天皇は此權を掌握するか故に國家行政各部の機關即ち内務(文部農商務遞信等の類を包含す)司法大藏等の諸省に命じて法律を執行せしむるあり然れとも此等の諸省は自ら實際に施行するに非ず

各其部下に屬する所の小機關(例せば内務省に屬する府縣廳大藏省に屬する出納本支所の如し)を指揮して之を實施せしむるものなり然れとも此等の諸省は單に天皇の命に従ひ各其部下に屬する所の小機關をして法律を實施せしむるのみを以て其職務を盡したりと謂ふ可からず彼の行政學を以て現時宇内に有名ある獨逸のスタイン言るあり曰く省ナル者ハ政府編制ノ一部ニシテ其用ハ行政ノ重大ナル事業ヲ獨立計畫シ此計畫ヲ實施センカ爲メニ特別ニ設ケタル他ノ獨立機關即チ諸廳ヲシテ之ヲ實施セシムルニ在リと見る可し諸省は又獨立して事業を計畫するものあることを猶諸省大臣の命令權命令の區別大臣の責任等は第九條第十條及第五十五條に説明す可し

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス



本條は前第五條第六條と等しく天皇の掌握せらるゝ立法權の使用上に關する規定にして之を分析せば四と爲すを得可し其一は帝國議會の召集其二は同議會の開會閉會其三は同議會の停會其四は衆議院の解散是あり就中衆議院の解散を命するの權は法律裁可權、法律中止權と合して國家の元首即ち天皇の立法權を組成し一方に於ては行政權の一部たる大臣免黜權と相對し他の一方より觀察すれば國家に元首を要する所以の一原因とあるものあるか故に最も以て知らざる可からざるあり今例に依り逐次説明すること左のことと

帝國議會は獨り天皇の勅諭を以て而已之を召集せらる可し然れども天皇は之を召集するも召集せざるも常に自由ありと謂ふ可ならず即ち臨時必要あるときは之を召集し或は會期を延長し或は停會を命することは其自由ありと雖も第四十一條の規定あるを以て毎年一回は

必ず召集せざる可からず若又衆議院の解散を命したるときは其日より五箇月以内に新議員を召集せざる可からざること第四十五條に規定あり且孰れの場合に於ても其召集の勅諭は其勅諭に定むる所の集會期日より少くも四十日前に公布せらるゝことを要す(議院法第一條)あり

帝國議會の開會閉會は天皇の勅命を以て之を舉行せらるゝあり即ち開會は勅命に定められたる期日に於て兩議院の議員を貴族院に會同し公然其式を舉行せられ閉院も亦兩院議員會同の上其式を舉行せらるゝあり是單に儀式を盛んにする爲めに非ずして茲に重大の關係あるか爲めあり今夫れ法律は第五條の規定に従ひ必ず帝國議會の協賛(即ち同意)あるを必要とす換言すれば帝國議會の同意なきものは法律と謂ふを得ざるあり而して帝國議會は常に存在するものに非ず即ち



其會期間存在し活動するものあれば此會期間に於て第四十六條第四十七條の規定に従ひ議決を以て協賛したるに非されは假令委員の調査を経且兩院議員全數一致同意して寸毫の異議あしとするも以て議會の協賛と爲すを得ず故に會期の終始即ち開會閉會は頗る重大の件あることを知る可し

帝國議會を停會するも亦天皇の權内とす此權は如何ある場合に於て使用せらる可きや一の規定あらず必竟必要なりと認定せらるゝに出るものなるを以て頗る危険の如しと雖も停會とは一時議事を中止せしむるに過ぎず且其停會せらる可き期限は十五日を超ゆ可からざること議院法第三十三條に規定あれば其繼續會を開くを得ざるの場合蓋實際希有ある可し一例を設けて之を言んに毎年の通常會期三個月即ち九十日の中七十五日を経過したる後に於て停會せられたるとき

は剩す所の會期十五日間あるを以て或は繼續會を開くを得ざることある可しと雖も七十五日以前に在て停會せられたるときは假令最長期の十五日間とするも猶繼續會を開くことを得可きあり然るを以て停會は彼の解散權の如きものに非ざることを知る可きあり衆議院に解散を命するの權も亦天皇の掌握する所たり而して之を命したるときは同時に貴族院に停會を命せらるゝこと第四十四條の第二項に規定あり其理由は同項下に説明す可し此權たる前既に畧述したる如く彼の法律裁可權法律中止權と合して元首の立法權を完成するものあれば必要缺く可からざるものあることを俟たす何と成れば之を缺くときは元首の立法權完全あるを得されはあり然れども其使用如何に依ては實に危険の虞あきを保せず今夫れ衆議院は貴族院と合して一の帝國議會を成し其分子たる議員は人民の選舉に出て全



國人民の意志を代表し以て立法を協賛し所謂人民の参政權の活動作用する所あれば之を解散するや則ち人民をして其参政權の活動作用を止息せしむるものとす果して活動作用せざる耶人民の不幸是より大あるは莫し而して如何あるときに於て解散せらる可きか法文之と規定せず豈亦危険ならず乎然と雖も國家の上より觀察するときは實に缺くを得ざる所のものたり請ふ其所以を説かん夫れ帝國議會は立法機關として行政機關と對峙併立し彼此平等の地位に立ち彼は此より重からず此は彼より輕からず比肩して各獨立の活動作用を爲すものとす且此兩機關たる猶一個人の如く其見る所常に一轍に出しむるを得ず甲の以て是と爲す所乙之を非とし乙の以て急と爲す所甲之を緩とし雙方所見を異にするの場合蓋往々にして之れ有ん若し行政機關をして立法機關の下に立ち一に其議定する所に從はしめ或は立法

機關をして行政機關の下に置き舉て其指示に服せしむるものとせば雙方所見を異にし相軋するの憂ありと雖も彼を採れば議院政と爲り此に出れば獨裁政と爲る故に此兩機關は各獨立し且對峙併立せしめざるを得ず已に對峙併立せば各其所見と異にするに方ては其是非緩急等孰れか採否と決定する所ある可からず是則ち國家に元首を要する所以にして又解散權の缺くと得ざる所以あり既に第六條下にモ説明せし如く議會の議決をして無私不偏眞に中正を得百發百中萬に一失あからしめは行政機關を其下に置き一に其議定する所に從かはしむ可く亦解散を命するの必要ありと雖も如何せん其議定する所萬に一失なきを保する能はざるを故に元首に於て兩機關の所見一致せず彼此相異なるときは孰れか之か是非當否を決し行政機關の所見採る可しとせば解散權を使用し之に反するときは行政機關即ち大臣



を免黜す可し是れ議會解散權と大臣免黜權と相對すと云ふ所以あり  
 要するに解散權は頗る危険あるか如しと雖も亦國家に必要缺く可か  
 らざるものとす而して之を泰西各國の歴史に照すに輒近に於て此權  
 を濫用したるの例を見ず泰西にして且然り況んや本邦至聖至仁の明  
 君累世相續くに於てをや但衆議院議員たるものは黨派の勝敗を争ふ  
 爲めに中心また安んせざるの説に左袒し若くは過ちと知りあから強  
 て辯護して以て自説を主張し或は平常の持説に反するより明説と認  
 めあから之を駁撃せんと試み若くは自ら信するの厚きより他説の是  
 非を顧みず語氣過激に渉る如きの弊あからしむるに注意し侃々諤々  
 以て人民一般眞個の意志を代表し行政機關をして其議定せし所を是  
 認執行せしめ兩機關の方針齊しく一方に向ひ圓滑の活動作用を爲す  
 に努めんこと實に肝要ありとす

茲に亦一言す可きことあり本條に延會即ち會期を延長するの規定あ  
 し然れども第四十二條に必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長  
 スルコトアルヘシとあり則ち會期の延長も亦天皇の勅命に出るもの  
 あること知る可きあり

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ  
 避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ  
 於テ法律ニ代ルヘキ勅命ヲ發ス  
 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ  
 若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ  
 其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

本條は天皇の掌握する立法權の一部たる臨時立法權(或は代法勅令權  
 と稱するも可あらむ)の使用上に關する規定にして第三十一條と牽聯



す此場合に於ては國家學に所謂法律中止權と知る可し斯の如く場合に依りて其名稱を同ふせずとするも其立法權の一部たるに至ては則ち一あり此權たる天皇の獨り掌握する所あるは固よりありと雖も常に之を使用せらるゝものに非ず乃ち之を使用せらるゝの場合二あり其一は公共の安全を保持する爲め緊急の必要ありて且帝國議會閉會中あるとき其二は公共の災厄を避くる爲め緊急の必要ありて且帝國議會閉會中あるときは是あり此二個の場合の一に際會したるときは天皇は法律に代る可き(即ち法律と効力を同ふする)勅令を公布し之が執行を命するあり若し前記の場合に非ざるときは斯る重大の勅令を發布せられざるや必せり何とされは本條の規定たる緊急と云ひ必要と云ひ萬不得已に出るものにして常例には非されはあり若又萬々一之を發布せらるゝことあるも彼の如き場合に非ざるときは第九條に規

定する勅令と看認す可きこと勿論されは其法律に代る可き効力ありものとす換言せば平常の勅令にして法律に抵觸するものは其効力ありきものあり

且夫れ本條に規定する勅令を公布し之が執行を命したるときは第二項の規定に依り次の帝國議會の會期中に於て之を其議事に提出せられざる可からず而して該議會之を承認したるときは將來に繼續して執行せしむるを得ると雖も若し之を承認せざるに於ては速に該勅令を廢せられざる可からず然る所以のものは何ぞや第五條の規定の精神に背戻すればあり抑法律は第五條の規定に従ひ必ず先づ之を帝國議會の議事に附し其協贊を得て後ち之を發布せらる可きものたり今本條には勅令と云ひ其名は同しからずと雖も法文にある如く法律に代る可きものとせば其實を異にせざるや明かあり且夫れ此勅令も必



竟行政機關の上奏に起因するものかれは若し之をして法律の如く永く効力を有せしむるときは則ち行政權を以て立法權を侵犯するものと謂はざるを得ず故に次の帝國議會の會期中に於て之を提出するを必要とす而して其承認したるものは猶將來に繼續して効力を有するも若し其承認せざるに於ては速に廢せられざる可からず惟然るのみならず此勅令公布の當時之に副署したる國務大臣は其責に任し冠を掛けて其職を去らざる可からず斯の如くからずんば後世本條の規定を孤柱とし次の帝國議會開會の期日までに其欲する所を逞ふするを得ると認むるや百方事情を構造して此勅令の公布執行を奏請する者かしたも保しかたし此弊を未然に防止せむとせば前の如く掛冠し以て將來を戒飾せざる可からざるなり茲に一言す可き事あり本條の勅令にして帝國議會の承認を経たるものは依然之を將來に繼續するを

得るか故に勅令ある名稱は舊に依て存すと雖も若し此勅令を改廢せんとするときは第五條の規定を履行し法律を以て之を爲さざる可からず惟本條規定の勅令而已ならず現行の勅令中第五條下に援引したる諸稅則の類も此憲法實施の後には亦法律を以てするに非されは之か改廢を爲す能はざる可し  
 今又茲に本條の第三十一條と牽聯するとき法律中止權と稱する所以を畧述せむ抑第三十一條の規定は戰時或は事變に際し天皇は其大權を以て法律に代る可き勅令を發布し以て此憲法に基き他の法律の規定に由て享有する所の臣民の權利を制限停止することあるも臣民は之に抵抗すると得すと云に在り約言せば所謂他の法律の効力を失はしむるあり故に法律中止權と云此事たる必竟公共の安全を保持し又は其危難と救護する等臨時緊急の必要に出るものにして實に缺く可



からざるの権ありとす故に孛漏生の如き亦此に等しき規定あり其憲法第六十三條に曰く公安保維上或ハ非常ノ危難救濟上緊急ヲ要スル場合ニシテ若シ國會開會中ニ非サルトキハ内閣連合ノ責任ニ據リ憲法ニ抵觸セサル勅令ヲ法律ノ効力ヲ以テ發布スルヲ得可シ但此勅令ハ次回ノ國會ニ付シテ兩院ノ認諾ヲ得ルコトヲ要ス又第百十一條に曰く戰爭或ハ内亂ニ際シ公安ヲ害スルノ危険アル場合ニ於テハ憲法第五條第六條第七條第二十七條第二十八條第二十九條第三十條第三十六條ノ効力ヲ一時或ハ一地方ニ對シテ停止スルコトアルヘシ但其細則ハ法律ヲ以テ之ヲ規定ス

以上第五條より本條に至るまで凡て四條は天皇の國家元首たる資格に従屬する立法權の使用上に關する規定ありとす則ち亦以て天皇の掌握せらるゝ所の立法權は此憲法に由て法律裁可權國會解散權法律

中止權の三大脈理に分疏せられたるを知る可し而して之か使用の場合を要するに裁可權は帝國議會の議決にして國家當時の狀勢に適せすと認めらるゝときに於て之か使用の必要を生し解散權は立法部と行政部と各其所見を異にし爲に相軋轢せんとするを防止す可きときに於て之か使用の必要を起し而して中止權は國家公共の境遇將に艱險に迫らんとするを救護す可きときに於て之か使用の必要を來すものとす

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

本條は天皇の獨り掌握せらるゝ國家統治の大權より分疏し來る所の



一大脈理たる行政權中命令權の使用上に關する規定たり此權を使用するには必ず目的の在るある可きは勿論にして本條は又之を定めたるものとす今之を區別して三と爲す第一は法律を實地に施行す第二は公共の安寧秩序を保持す第三は臣民の幸福を増進す是あり此三個の目的中其一あるに會すれば天皇乃ち命令(即ち勅令)を制定公布し若くは主任大臣以下の官吏をして命令(即ち閣令省令府縣令の類)を制定公布せしむ但此等の命令(勅令以下)は既定の法律を變更するを得ず何とあれば法律は國家行政の標準なればなり現行北海道土地拂下規則は閣令を以て布告を變更したるものあれども此憲法施行の後には本條の規定あるを以て復た彼の如き事あるを得ず然と雖も此命令權は必しも法律(憲法を除く)の範圍内に拘束箝制せらるゝものに非ず惟既定法律を變更するを得ざる而已若し其範圍内に於て而已活動作用す可

きものとせば則ち是行政は立法と對峙併立せず惟然る而已ならず寧ろ立法の奴隸と謂ん而已故を以て本條に所謂命令とは如何あるものなるや之を討究するは頗る緊要の事とす請ふ其畧を述ん行政權に出る命令を大別して三とす曰く法律實行命令曰く法律未定命令曰く行法中止命令是あり法律實行命令とは法律を新定したる場合に於て之を實地に施行するの順序方法等を規定し或は法律の足らざる所を補ふの類を謂ふ法律未定命令とは法律上未だ何等の規定あらず而も又全く不問に附して法度外に置くを得ざる事情あるに方て之を法律と爲し永久に規矩し果して實際に利ありて害あさや否や之を事實に試験する爲めに設くるものを指す行法中止命令とは格段の場所格段の事項格段の人を限り法律の施行を中止する爲め規定する類を謂ふ但此權に關し特に一例を掲く可し凡そ現行法律に於て別段の規定を設



けざるものは全國一般に施行せらる可きこと勿論あるも北海道、沖繩縣下には別段の規定(即ち北海道、沖繩縣下には之を施行せすと云か如き條項)なき法律にして見下施行せざるもの數多之れあり亦以て行政機關は單に法律の範圍内に於て而已活動作用するものに非ず時として法律の施行を中止することあるの例と爲す可し

今又一步を進め行政機關には獨立の運轉を必要とする所以を述べん夫れ法律は朝令暮改の弊を避け可及的一定不變を期す可く且之を制定するや衆議院の代表する人衆一般の意志と貴族院の表示する國家の意志とを參酌し一事一物に關して其要綱を規定するに過ぎず何と云れば國家は活物にして變化極りなく法律は死物にして一定變せず而して此を以て彼を規矩せんとするものあればあり法律の物たる其れ此の如し故に之を以て國家大小輕重百般の事項を擧て一々規矩し盡

すことは固より爲し得可きの業に非ず其れ然り然るを以て之を實際に施行するに方ては能く現今の事情を察し既往將來の變通を稽へ内外の關係を參酌して緩急疾徐其宜に適し國家をして蹉跌失敗おからしむるを要す且夫れ單に法律上より觀察するときには前に援引したる北海道、沖繩縣下の如き現行の法律を擧て之を此に施行するに何の不可カ之れ有ん然れとも實際己む可からざるの事情ありて之を施行するや國家全體の上に於て償ふ可からざるの損害あるを奈何せむ殊に人世の秩序は千差萬別其人其時其所に従て變化極りなく冥々中微妙の關係より成立し離婁の明も視る可からず師職の聰も聞く可からず而して法律は一事一物に關して規定するものあるか故に之を以て概括するときには場合に依り大に此秩序を紊亂すること之れおしとせず然而して大小の政務(即ち行政)擧て之を行政機關に附し其責に任せし



び其責に任する者彼の一定不變(即ち死物)ある法律のみを墨守し以て  
 變化無極(即ち活物)なる國家の政務を處理せんとするも豈其れ得可ん  
 や是行政機關の獨立運轉を必要とする所以にして又其行法中止命令  
 を制定施行するの必要ある所以あり行法中止命令にして且然り況ん  
 や法律の未だ定めざる事項を規定し之を實地に試験するに於てとや  
 況んや法律の施行順序方法を規定し或は其不足を補ふをや但行法中  
 止と法律變更とは頗る相類似する所あるを以て之か分界を知ること  
 亦肝要とす今或る法律の全部若くは幾分を改廢するは純乎たる變更  
 あり縦へ法文を改廢することなきも一般に對して其規定を施行せず  
 と謂は、是亦變更たり惟格段の場所、格段の事項、格段の人に向て之か  
 施行を中止するもの之を行法中止と謂ふ他事を借て之を例せば大赦  
 と特赦との如し大赦は一般に對し特赦は一個人に對す要するに行政

機關の活動作用は法律を以て其標準と爲す可しと雖も必ずしも其範  
 圍内に拘束箝制せらるゝものに非ずして却て其施行の順序方法を規  
 定し或は其不足を補ひ又は其未定の事項を規定して之を實地に試験  
 し又は格段の場所、格段の事項、格段の人を限りて法律の施行を中止す  
 るものとす是を以て國家に行政機關を置くは單に法律を施行する爲  
 め而已にあらすして尙且獨立の運轉を必要とする所あるか爲めあり  
 行政機關の活動作用中重要な點亦此に在り

然と雖も此命令權は元來國家統治の大權より分疏し來るものあるを  
 以て獨り天皇の掌握する所たるや勿論ありとす特り之か使用權は官  
 制其他命令を以て國務大臣以下の官吏に委任せられ或は法律中に明  
 條を掲げて委任せらるゝことあり一例を舉れば現今の法律に此法律  
 施行の方法細則は某大臣之を定むとあるか如き是あり官制等の事は



次の第十條下に説明す可し

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定

メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ

特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

本條ハ前條と同じく行政權の使用上に關する規定あり今之を分て三  
と爲す曰く行政各部の官制を定むる事曰く文武官の俸給を定むる事  
曰く文武官を任免する事此等の事項は天皇其行政權を以て規定せら  
るゝ所とす行政各部とは立法部に對する語あるを以て其意義甚た廣  
く其包轄する所頗る大なり即ち内務、外務、軍務、大藏、司法等の諸省は勿  
論府縣の如き地方一局部の行政廳をも都て之を包含す官制とは右の  
官衙の組織、權限等を規定したるものにして今一々之を枚舉するに違  
まわらず聊か茲に現行の各省官制通則を掲げて其一班を示さむ

(參照)明治十九年二月二十七日勅令第二號

朕各省ノ官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

各省官制

通則

第一條 此命令中各省トアルハ外務省、内務省、大藏省、陸軍省、海軍

省、司法省、文部省、農商務省、逓信省ヲ合稱ス

此通則ニ依リ難キモノハ其省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第二條 各省大臣ハ其主任ノ事務及今後法律勅令ニ依リ主任ニ

屬スル事務ニ付其責ニ任スヘシ

主任ノ事務兩省以上ニ關涉スルトキハ關涉ノ各省大臣ノ間ニ

協議ヲ經テ其主任ヲ定メ上奏スヘシ若シ各省大臣ノ間協議決



定セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出スヘシ

第三條 各省大臣事故アルトキハ臨時命ヲ承テ他ノ大臣其事務ヲ代理スルコトアルヘシ

第四條 凡ソ法律勅令ノ各省大臣主任ノ事務ニ屬スルモノハ各省大臣内閣總理大臣ト均シク之ニ副署ス若シ兩省以上ニ關涉スルモノアルトキハ内閣總理大臣及關涉ノ各省大臣均シク之ニ連署スヘシ

第五條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定廢止及改正ヲ要スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スルコトヲ得

第六條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ノ範圍内ニ於テ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ省令ヲ發スルコトヲ得

第七條 各省大臣ノ命令ニハ罰金二十五圓以下又ハ禁錮二十五日以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第八條 各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ其省中各局課及其所轄官廳ノ處務細則ヲ定ムルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ副署シ省務ヲ敷奏シ内閣ノ議ニ列シ及省令ヲ發スルコトヲ除ク外各省大臣ハ其職務ヲ次官ニ代理セシメ又ハ其職務ノ一部ヲ次官ニ委任スルコトヲ得

第十條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官府知事縣令ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得

第十一條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官府知事縣令ヲ監督スヘシ若シ警視總監北海道廳長官府知事縣令ノ處分又ハ指令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモ



ノアリト認ムルトキハ其處分指令ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十二條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任官以上ノ進退ハ

内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十三條 各省大臣ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部官吏ノ叙位勳及

恩給ヲ上奏スヘシ

第十四條 各省大臣ハ閣議ノ後裁可ヲ經ルニ非サレハ局課ヲ廢

置分合シ又ハ定限ノ外新ニ勅奏任官ヲ増加スルコトヲ得ス

第十五條 各省大臣ハ豫算決定後臨時ニ増額又ハ別途支出ヲ請

求スルコトヲ得ス但臨時ノ事變及他ノ成規ニ依リ止ムヲ得サ

ルモノハ此限ニアラス

第十六條 各省大臣ハ俸給豫算額内ニ於テ其省限り定員ヲ設ケ

判任官ヲ任用スルコトヲ得

第十七條 各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官定員ノ外ニ俸給

豫算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得

第十八條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ内閣總理

大臣ニ報告スヘシ

第十九條 各省大臣ハ每會計年度末ニ於テ前年ノ功程ヲ具ヘ内

閣總理大臣ヲ經テ報告書ヲ上奏スヘシ

第二十條 各省大臣ハ每會計年度末ニ於テ判任官以下使用ノ狀

況ヲ具ヘ臨時事務ノ爲ニ使用シタル雇員ノ日數人員及金額ヲ

細分統計シ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第二十一條 各省大臣ハ一周年末ニ其省ノ豫算定額内ニ於テ奏

任官以下特別ノ勤勞アル者ヲ賞與シ之ヲ官報ニ公録スルコト



ヲ得

第二十二條 各省大臣ハ所部ノ官吏ヲシテ他省ニ涉リ又ハ他省ヨリ兼官セシムルコトヲ得ス若シ止ムヲ得サル要用アルトキハ之ヲ閣議ニ提出シテ裁可ヲ請フヘシ

第二十三條 各省大臣ハ臨時審査ノ爲メ省中定員ノ内ヲ以テ便宜委員ヲ設クルコトヲ得

第二十四條 各省大臣ハ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ部下ノ官吏ヲ懲戒ス

第二十五條 各省職員ヲ置ク左ノ如シ

次官

秘書官

書記官

局長

參事官

局次長

試補

屬

第二十六條 前條ノ外各省特別ノ職員ヲ置クモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第二十七條 各省次官一人ヲ置ク勅任トス

第二十八條 次官ハ主任大臣ノ命ヲ承ケ第九條ノ圍範内ニ於テ大臣ノ職務ヲ代理シ又ハ大臣ノ指命シタル範圍内ニ於テ委任

ヲ受ク

次官事故アルトキハ大臣其省中ノ官吏ヲシテ臨時其職務ヲ代



理セシムルコトヲ得

第二十九條 次官ハ大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得

第三十條 次官ハ總務局長トナリ命ヲ大臣ニ承ケ各局課ノ事務

ヲ監督シ省務ノ全部ヲ整理スルノ責ニ任ス

第三十一條 各省ニ大臣官房ヲ置ク大臣官房ハ機密文書ヲ掌リ

大臣次官ノ官印及省印ヲ管守ス

第三十二條 大臣官房ハ大臣親展ノ文書機密事務所部官吏ノ進

退身分ニ關スル事務及大臣ニ屬スル一切ノ事務ヲ掌ル

所部官吏ノ進退身分ニ關スル事務ハ各省ノ便宜ニ從ヒ總務局

中ノ一課ニ於テ處理スルコトヲ得

第三十三條 秘書官ハ奏任トス大臣ニ專屬シテ官房ノ事務ヲ掌

ル

秘書官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第三十四條 秘書官ハ臨時命ヲ承ケ書記官及各局課ノ事務ヲ助

クルコトアルヘシ

各省ノ便宜ニ依リ特ニ秘書官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省

ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第三十五條 各省中省務ノ全部ヲ統轄スル爲ニ總務局ヲ置キ省

務ヲ分掌スル爲ニ各局ヲ置ク

第三十六條 各省總務局ニ文書課往復課報告課及記録課ヲ置キ

其事務ヲ分掌セシム

第三十七條 文書課ハ省中各局成案ノ回議ヲ審査シ諸文案ヲ起

草スル事ヲ掌ル

第三十八條 往復課ハ凡テ各省ニ到達スル公文書類及成案文書



ヲ接受シ并發送ノ事ヲ掌ル

第三十九條 報告課ハ各局課ニ就キ統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ査閲ニ供シ官報掲載ノ事項ヲ官報局ニ送致スル事ヲ掌ル

第四十條 記録課ハ其省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存ス

各省中記録局ノ設ケアルモノハ別ニ記録課ヲ置カス

第四十一條 各省ノ便宜ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十二條 書記官ハ奏任トス大臣又ハ總務局長ノ命ヲ承ケ各局ノ成案ヲ審査シ文書ヲ掌リ又ハ總務局中諸課ノ長ヲ兼テ課務ヲ掌理ス

書記官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十三條 總務局ノ外各局ニ局長局次長各一人ヲ置ク局長局次長ハ奏任トス各局ニ局長アレハ局次長ヲ置カス局次長アレハ局長ヲ置カサルコトアルヘシ

第四十四條 局長ハ大臣又ハ總務局長ノ命ヲ承ケテ其主務ヲ掌理シ及各課ノ事務ヲ指揮ス

第四十五條 局長又ハ局次長ハ其主任ノ事務ニ付其職權ニ屬シ又ハ特別ノ委任ヲ受クルノ事項ハ之ヲ專行スルコトヲ得

第四十六條 局次長ハ局長ノ事務ヲ佐ク若シ局長ナキトキ又ハ局長事故アルトキハ大臣ノ命ニ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス

第四十七條 參事官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ諮詢ニ應シ意見ヲ具ヘ及審議立案ヲ掌ル



參事官ノ定員ハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十八條 參事官ハ其省ノ便宜ニ從ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若

シハ臨時命ヲ承ケテ其事務ヲ助クルコトアルヘシ

各省ノ便宜ニ依リ特ニ參事官ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省

ノ部ニ就テ之ヲ定ム

第四十九條 試補ハ奏任ニ准シ定期間大臣ノ指命スル所ニ就キ

事務ヲ練習シ任官ヲ待ツモノトス

各省試補ノ規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 局中各課ニ課長一人ヲ置キ判任官ヲ以テ之ニ充ツ課

長ハ命ヲ局長ニ承ク

各省中特ニ奏任官ヲ以テ課長ヲ兼テシムルモノハ各省ノ部ニ

就テ之ヲ定ム

第五十一條 屬ハ判任トス各上官ノ指揮ヲ承ケ書記簿記及計算

ノ事ニ從フ

第五十二條 各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキ

ハ每次狀ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ裁可ヲ請フヘシ

第五十三條 各省處務規程中公文ノ取扱順序ハ左ノ條項ニ依ラ

シム

第五十四條 各省ニ到達スル文書ハ凡テ總務局往復課ニ接受シ

課長之ヲ取纏メ開封シ件名番號等ヲ簿冊ニ記入シテ總務局長

ノ査閲ニ供スヘシ

第五十五條 總務局長ハ其文書ヲ査閲シ事例規ナキカ又ハ重要

ナリト認ムルモノハ之ヲ大臣ノ査閲ニ供シ其他尋常ノ件ハ主

務ノ處ヲ指示シ之ニ檢印シテ往復課長ニ下付シ直ニ之ヲ配付



セシム往復課長ヨリ各局ニ配付スル文書ハ之ヲ各局往復主任ノ屬ニ配付ス

第五十六條 大臣親展ノ文書ハ封皮ノ上ニ記號シ記簿ノ後直ニ大臣又ハ秘書官ニ送付スヘシ

第五十七條 秘書官ハ大臣親展ノ文書及往復課ヲ經スシテ各局課ヨリ送付スル文書ヲ受領シタルトキハ其番號ヲ簿冊ニ記シ直ニ之ヲ大臣ニ提出ス決裁濟ノ文書ハ其主務ノ處ニ送付シ受領者ノ檢印ヲ要スヘシ

第五十八條 凡ソ送付ノ文書ハ送付記銘簿ニ受領者ノ檢印ヲ要スヘシ

第五十九條 各局長ハ大臣又ハ次官ヨリ事務ノ處分方ヲ受ケ又ハ往復課長ヨリ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ各其主務ニ從ヒ

各課長ニ文書ヲ配付シ其緩急ヲ示シ其處分方ヲ授ケテ速ニ之ニ從事セシムヘシ

第六十條 各局課長ハ受領ノ文書ヲ處理スルニ當リ定則ヲ經過スルヲ得ス若シ事件ノ錯綜スルカ或ハ數局課ニ聯帶シテ時日ヲ要スルノ見込アルトキハ凡ソ其時日ヲ定メ豫メ次官ノ允許ヲ受クルヲ要ス但文書ヲ處理スルノ定期ハ各省ノ定ムル所ニ依ル

第六十一條 事ノ數局課ニ聯帶スル文書ハ主務ノ局課ニテ處分案ヲ起草シ關係局課ノ檢印ヲ要スヘシ若シ彼此見テ異ニスルトキハ面議商量シ尙ホ決セサルトキハ直ニ大臣又ハ次官ニ面陳シテ決裁ヲ請ヒ附箋ヲ以テ應答スルヲ許サス

第六十二條 各局課調査濟ノ成案ハ往復主任ノ屬ヨリ之ヲ往復



課ニ回付シ往復課ハ直ニ之ヲ總務局長ニ提出シ總務局長ハ査  
 閱ノ上大臣ノ決裁ヲ請フヘシ總務局長大臣ノ代理ヲ爲シ又ハ  
 委任ヲ受クル事件ハ査閱ヲ經テ直ニ施行スヘシ  
 第六十三條 總務局長ニ於テ各局課ノ成案ニ異議アルトキハ各  
 局長ニ命シテ之ヲ修正セシメ又ハ大臣ノ旨ヲ承テ各局長ニ指  
 揮ヲ爲スコトアルヘシ

第六十四條 大臣及次官ノ決裁ヲ經タル文書ハ往復課ニ於テ淨  
 書シ秘書官ニ就キ大臣ノ印ヲ鈴シ件名番號等ヲ簿冊ニ記入シ  
 テ直ニ發送ス其原文書ニハ交付發送ノ年月日ヲ記シ往復課長  
 之ニ檢印シ主務ノ處ニ返付スヘシ  
 各局課長ノ名ヲ以テ施行スルモノハ其局課ニ於テ淨寫押印シ  
 之ヲ往復課ニ移ス往復課ハ其件名番號等ヲ簿冊記入シテ之ヲ

發送ス

第六十五條 總務局ニ於テ起草シタル文案ハ總務局長直ニ大臣  
 ニ提出シ決裁ヲ請フヘシ  
 第六十六條 事ノ急施ヲ要シ又ハ機密ニ係ルモノハ通常ノ手續  
 ニ依ラス直ニ大臣ノ決裁ヲ請フコトアルヘシ  
 第六十七條 至急又ハ機密ノ文書ハ通常ノ手續ニ依ラス便宜主  
 任者ニ於テ自ラ携帶シテ諸局ノ議ヲ取り并官房ニ提出スルコ  
 トヲ得其決裁濟施行ニ至ル迄ノ順序モ亦便宜ニ從ヒ別ニ至急  
 機密文書ノ件名簿ヲ調整シテ之ヲ登録スルコトヲ得  
 第六十八條 文書調査ノ爲メ他ノ官署ニ照會ヲ要スルトキハ往  
 復課ヲ經ス各局課長ノ名ヲ以テ往復スルコトヲ得  
 第六十九條 往復課長ハ各局課ニ配付シタル文書ノ日限ヲ計算



シ若シ故ナクシテ日限内ニ往復課ニ回付セサルモノアルトキ  
ハ其件名及局名ヲ總務局長ニ報告スヘシ

第七十條 大臣ノ命ニ依リ一時處分ヲ爲スヲ要セスシテ留置シ  
ヘキ文書ハ總テ總務局ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第七十一條 各局課ノ文書處分濟ノモノハ之ヲ記録局又ハ記録  
課ニ送付ス其機密ニ屬スル文書ハ別ニ大臣ノ命スル所ニ依リ  
秘書官之ヲ保管スルコトアルヘシ

第七十二條 各省ノ會計事務ニシテ別段ノ法律命令ニ依テ定メ  
タルモノヲ除クノ外金銭出納ニ關シテハ左ノ條項ニ依ラシム  
第七十三條 各省會計局ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算省中ノ會  
計事務及所轄ノ地所建物ニ關スル事務ヲ掌ラシム局中出納課  
検査課及用度課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第七十四條 出納課ハ其省及所轄廳費ノ豫算決算金銭ノ出納諸  
帳簿ノ整頓并計算表ノ調整ヲ掌ル

第七十五條 検査課ハ金銭出納ノ當否及各般ノ證書ヲ検査スル  
コトヲ掌ル  
用度課購入ノ物品ハ臨時局長ノ命ヲ承ケテ検査スルコトアル  
ヘシ

第七十六條 用度課ハ所轄ノ地所建物其他一切ノ需用品ニ關ス  
ル事務ヲ掌ル

第七十七條 俸給並旅費其他一切ノ經費并收入ニ關スル事ハ出  
納課ニ於テ之ヲ管理シ其都度仕出文書ニ依リ出納傳票ニ事由  
ヲ摘要シテ局長ニ差出シ局長ニ於テ相當ナリト思惟スルトキ  
ハ検査課ヲシテ検査セシメ然ル後大臣又ハ次官ノ決裁ヲ請ヒ



收入及支出ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第七十八條 出納課ニ於テハ出納傳票ニ捺スル局長并各課經由ノ檢印ヲ認メテ其出納ヲ帳簿ニ登記シ毎日殘額表ヲ製シテ局長ノ査閲ニ供スヘシ

第七十九條 凡ソ記簿上ニ誤寫脱字アルモ一切改描塗抹スルコトヲ許サス其事由ヲ詳記シテ主務者之ニ捺印スヘシ

第八十條 檢査課長ハ局長ノ命ヲ受テ臨時局中各般ノ帳簿證書ヲ檢査スルコトアルヘシ

第八十一條 凡ソ金錢出納ニ關スル仕出文書ハ定期間ニ於テ之ヲ處理スヘシ其錯綜スル事件ト雖モ豫メ局長ノ許可ヲ得スシテ定期ヲ經過スルコトヲ得ス但仕出文書ヲ處理スルノ定期ハ各省定ムル所ニ依ル

第八十二條 營繕ハ用度課ヨリ其中立ヲ爲シ局長ニ於テ相當ナリト思惟スルトキハ檢査課ノ檢査ヲ經大臣又ハ次官ノ許可ヲ得タル後用度課ニ於テ之ヲ掌理セシム但從前閣議ヲ經テ施行スルモノハ仍ホ舊ニ依ル

第八十三條 廳中日常須要ノ物品ハ總テ用度課ニ於テ管守シ需用アル毎ニ各局課長ノ證票ヲ以テ之ヲ請求セシムヘシ

第八十四條 用度課ハ省中取締ニ關スル事務ヲ掌リ及各種ノ物品ニ關スル出入帳簿ヲ製シ其出入ヲ明確ナラシムヘシ

第八十五條 前條掲グル外特ニ會計局ノ所掌ニ屬セシムルモノハ各省ノ部ニ就テ之ヲ定ム

文武官の俸給を定むるも亦天皇の行政權内に在り現今の制度に依れば官等と職務との區別に従て一定あらずと雖も勅任官は年俸九千六



百圓以下奏任官は同しく三千圓以下判任官は月俸七十五圓以下を以て例とし種々の特例あり今亦茲に其一二の例を掲げむ

高等文官俸給表

内閣總理大臣	一等	九千六百圓	奏任官	一等	三千圓
	二等	五千圓	奏任官	二等	二千四百圓
各省大臣	上	四千圓	奏任官	三等	千八百圓
	下	三千五百圓	奏任官	四等	千二百圓
各省大臣	中	二千八百圓	奏任官	五等	八百圓
	下	二千六百圓	奏任官	六等	六百圓
各省大臣	上	二千二百圓	奏任官	七等	四百圓
	中	二千圓	奏任官	八等	三百圓
各省大臣	下	一千四百圓	奏任官	九等	二百圓
	下	一千圓	奏任官	十等	一百圓

判任文官俸給表

一等	七十五圓	判任官	一等	五十圓
二等	六十圓	判任官	二等	四十五圓
三等	六十圓	判任官	三等	四十圓
四等	六十圓	判任官	四等	三十五圓
五等	六十圓	判任官	五等	三十圓
六等	六十圓	判任官	六等	二十五圓
七等	六十圓	判任官	七等	二十圓
八等	六十圓	判任官	八等	十五圓
九等	六十圓	判任官	九等	十二圓
十等	六十圓	判任官	十等	十圓

陸軍武官俸給表

大將	五百圓	陸軍武官	大將	六百八十圓
中將	三百五十圓	陸軍武官	中將	六百四十圓
少將	三百圓	陸軍武官	少將	六百四十四圓
監軍	三百圓	陸軍武官	監軍	六百四十四圓
參謀官大佐	二百九十六圓	陸軍武官	參謀官大佐	六百五十二圓
砲兵大佐	二百九十三圓	陸軍武官	砲兵大佐	六百四十四圓
工兵大佐	二百九十三圓	陸軍武官	工兵大佐	六百四十四圓
騎兵大佐	二百九十圓	陸軍武官	騎兵大佐	六百四十四圓
輜重兵大佐	二百八十七圓	陸軍武官	輜重兵大佐	六百四十四圓
步兵大佐	二百八十七圓	陸軍武官	步兵大佐	六百四十四圓
參謀官中佐	二百四十六圓	陸軍武官	參謀官中佐	六百四十四圓
砲兵中佐	二百四十三圓	陸軍武官	砲兵中佐	六百四十四圓
工兵中佐	二百四十三圓	陸軍武官	工兵中佐	六百四十四圓
騎兵中佐	二百二十圓	陸軍武官	騎兵中佐	六百四十四圓
輜重兵中佐	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵中佐	六百四十四圓
步兵中佐	二百二十圓	陸軍武官	步兵中佐	六百四十四圓
參謀官少佐	二百三十五圓	陸軍武官	參謀官少佐	六百四十四圓
砲兵少佐	二百三十二圓	陸軍武官	砲兵少佐	六百四十四圓
工兵少佐	二百三十二圓	陸軍武官	工兵少佐	六百四十四圓
騎兵少佐	二百二十圓	陸軍武官	騎兵少佐	六百四十四圓
輜重兵少佐	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵少佐	六百四十四圓
步兵少佐	二百二十圓	陸軍武官	步兵少佐	六百四十四圓
參謀官大尉	二百四十六圓	陸軍武官	參謀官大尉	六百四十四圓
砲兵大尉	二百四十三圓	陸軍武官	砲兵大尉	六百四十四圓
工兵大尉	二百四十三圓	陸軍武官	工兵大尉	六百四十四圓
騎兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵大尉	六百四十四圓
輜重兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵大尉	六百四十四圓
步兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵大尉	六百四十四圓
參謀官中尉	二百四十六圓	陸軍武官	參謀官中尉	六百四十四圓
砲兵中尉	二百四十三圓	陸軍武官	砲兵中尉	六百四十四圓
工兵中尉	二百四十三圓	陸軍武官	工兵中尉	六百四十四圓
騎兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵中尉	六百四十四圓
輜重兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵中尉	六百四十四圓
步兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵中尉	六百四十四圓
參謀官少尉	二百三十五圓	陸軍武官	參謀官少尉	六百四十四圓
砲兵少尉	二百三十二圓	陸軍武官	砲兵少尉	六百四十四圓
工兵少尉	二百三十二圓	陸軍武官	工兵少尉	六百四十四圓
騎兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵少尉	六百四十四圓
輜重兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵少尉	六百四十四圓
步兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵少尉	六百四十四圓
參謀官大尉	二百四十六圓	陸軍武官	參謀官大尉	六百四十四圓
砲兵大尉	二百四十三圓	陸軍武官	砲兵大尉	六百四十四圓
工兵大尉	二百四十三圓	陸軍武官	工兵大尉	六百四十四圓
騎兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵大尉	六百四十四圓
輜重兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵大尉	六百四十四圓
步兵大尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵大尉	六百四十四圓
參謀官中尉	二百四十六圓	陸軍武官	參謀官中尉	六百四十四圓
砲兵中尉	二百四十三圓	陸軍武官	砲兵中尉	六百四十四圓
工兵中尉	二百四十三圓	陸軍武官	工兵中尉	六百四十四圓
騎兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵中尉	六百四十四圓
輜重兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵中尉	六百四十四圓
步兵中尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵中尉	六百四十四圓
參謀官少尉	二百三十五圓	陸軍武官	參謀官少尉	六百四十四圓
砲兵少尉	二百三十二圓	陸軍武官	砲兵少尉	六百四十四圓
工兵少尉	二百三十二圓	陸軍武官	工兵少尉	六百四十四圓
騎兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	騎兵少尉	六百四十四圓
輜重兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	輜重兵少尉	六百四十四圓
步兵少尉	二百二十圓	陸軍武官	步兵少尉	六百四十四圓







文武官を任免するも亦天皇の權内に在り然れども此憲法に特例を掲けたるもの(即ち第五十八條第二項に所謂裁判官)若くは法律に特例を掲けたるもの(現時法律として如此規定を設けたるを見ず然れども明治二十一年十二月二十五日勅令第五十一號を以て定められたる陸海軍將校分限令に依り將校は終身其官を保有すと云の類を包含するからん)は天皇も専らに免黜せられざるあり且文官を任命するには多少の特例ありと雖も普通は文官試験試補及見習規則(第十九條下に掲出す可し)ありて之に規定したる資格を有し且試験に及第したる者の中に就て任命せられ武官を任命するには陸軍武官進級條例海軍高等武官進級條例陸軍將校生徒試験委員條例(亦第十九條に掲ぐ)等ありて各相當の資格履歴ある者に非されは採用せられず此等の規定皆勅令として制定公布せられたるものかれども亦本條の法律中に包含せらる

可し就中文官試験試補及見習規則は奏任以下の文官任用に關する規定にして勅任に及はず蓋勅任官は天皇の勅任せらるゝ所あるのみあらす其任大に其責重くして其人の智畧才能德義等一定の規則を設けて之を試験し得可き所に非ず惟天皇の聰明以て之を選擇せらるゝある而已且國務大臣を任免することは本條の規定中最も緊要の件なりとす即ち第七條に規定せられたる衆議院解散權と相對するものにして既に該條下に一言せし如く立法部と行政部と所見を異にし相軋轢せんとするに方て天皇若し立法部の所見是ありとせらるゝときは行政部の要路に當る國務大臣を免黜し以て此二部の權衡を執らるゝこととを要す此他行政上に蹉跌失敗あり若くは人望を失ひたる者あるときは之を免黜し或は其辭職を許容せらるゝあり

行政部は立法部と對し國家の二大機關の一にして而して官制は其組



織を規し其權限を定むるものあり文武官は之か分子と爲り其効用を  
 事實に發表するものあり俸給は文武官をして之に賴て以て衣食する  
 を得せしめ一身の體力智力を擧て事務に執掌せしめ且之に段階を設  
 けて以て獎勵の具と爲すものなり加旃前條に規定せられたる如く行  
 政部には三種の命令を制定施行するの權ありとす期る重大ある數種  
 の件を以て之を天皇の處理せらるゝ所と爲すは何ぞや蓋天皇は國家  
 の元首として其統治權を總攬せられ國家大小の事項と處理するの權  
 一も其源を此に取らざるは莫し而して行政權を使用する上に就ては  
 殊に其首長たるの位地に立ち其各部の機關を指揮せらる可きことは  
 古今の事歷各國の實例に照して明かあり換言すれば國家の行政は法  
 律を標準とし天皇の宸衷に出るものとす然と雖も天皇は神聖あり侵  
 す可からざるなり故に行政は宸衷に出ると雖も之か責に任せられす

主任大臣以下をして之に任せしむるなり彼の法律を以て行政命令權  
 を主任大臣に委任し(法律中に此法律施行ノ方法細則ハ某大臣之ヲ定  
 むと云の類)たるよきの如きは法律自ら委任したるに似たれども其實  
 決して然らず天皇は行政部の首長たるか故に此場合に於ては天皇より  
 法律を以て委任せられたるものと見解せざる可からず况んや官制其  
 他の命令を以て委任せられたるときに於てをや

茲に天皇の掌握する行政權の一部たる命令裁可權の事を一言す可し  
 蓋天皇は國家行政部の首長たる地位に立たるゝを以て凡そ行政部た  
 る各機關は一に其指揮を奉行す可きものあるか故に彼の命令を制定  
 施行するに方ては各機關に主任たる官吏は案を具して上奏し以て裁  
 可を仰かざる可からず但法律官制其他命令を以て委任せられたる件  
 に關しては裁可を仰くを要せず其詳かあるを知らんと要せば法律官



制等に就て研究す可し

### 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

兵馬大權を天皇の掌握に歸するは本邦建國以來の制度にして故らに史に徴して多言するを要せず頼襄の如きは戰將の任をも天皇之を親らにするを以て祖宗の法に適へりとまで論したり今學理上に就て之を言へば國家か其國家を成すの目的を達せむには外部の勢力の之に反對し妨碍するものを防禦鎮壓するの腕力あかるへからず腕力とは軍隊にして陸海軍即ち是れあり軍隊既に存するも唯腕力を組成したるのみにして自ら進退攻守を決定し得るものにあらざれば別に之を決定する者あかるへからず其決定たる先づ他の勢力の果して國家に反對するや否や障碍するや否や即ち之を國家の敵ありと認むべきや否やを定むるに在りて此事定まりて軍隊の進退決するあり今此決定

の力を稱して兵馬の大權と謂ふ而して凡そ國家の其外部に對する所爲は行政權に屬するものとし立法權は之に干與せざるを以て立憲制度の本旨と爲すか故に兵馬の權は國家の元首即ち行政長に於て掌握すべきものとす本邦古來の制は當に此理に合へるものにして即ち兵權は内閣に屬するにあらず人民に在るにあらず皇室之を有せず議院之に干與せず全く天皇の統帥する所あり故に陸海の軍隊は何人に於て之を命令するも苟も勅令の下らざる以上は敢て動くを要せず否か決して動く可からざるあり若し天皇以外の人にして妄に之を動かしたるときは則ち天皇陛下の大權を侵し憲法を無するの大罪人ありとす

天皇は兵馬の大權を掌握して陸海の軍隊を統帥するも必しも戰陣に臨みて親ら指令長たるにあらず戰地の指令長たる固より其隨意あり



と雖も天皇は國家の元首かれは其一身は容易に危險の地に置く可からず且や軍隊の進退運用は自ら一種の技術あるが故に其經驗に富み其技術に長したる者を擧げ之に任するに戰地の事を以てするは最も便宜を得たりとす此二箇の理由は軍將と戰將との區別の由て生ずる所にして常に兵權を有する者を軍將と謂ひ實際戰地の指令長たる者を戰將と謂ふ此事亦知らざる可からず

### 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

兵馬の事たる概して之を二段に區別せざる可からず第一は軍隊の運用に關する事第二は運用以前平常の具備に係る事是れあり第一の事は前條に於て規定し本條の規定は其第二に屬す即ち軍隊の用否に拘はらず平常に在て何時にても運用し得べき迄に編制組織するの事に係れり編制とは參軍參謀本部等を初め師團旅團聯隊大隊の組織鎮守

府の設置艦隊の編制等總て軍事の編制を謂ふ此陸海軍の編制及其常備兵の員數を定むるも亦天皇の特權に屬し議會の與かり得べき所にあらず然れとも兵員の募集軍費の請求其他軍隊を維持するに至ては其事務は之を軍務行政と謂ひ陸海軍省に屬するものにして其規定は國民の權利財産に係るか故に法律を以て定めざる可らず例へば徵兵令諸稅則の如き是れあり是を以て議會の議決は畢竟本條の規定に影響せずはあらず租稅の賦課稅率の變更其他國庫の負擔とあるべきものは議會の協賛を得ざるへからず若し其協賛を得されは軍費も充足し能はさることあり費途の足ると足らざるとは軍團の編制兵隊の員數を定むるの上に於て大なる關係を有すれはあり

### 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ

締結ス



本條を分ちて二段と爲す曰く宣戰講和の權曰く條約締結の權是れあり學者之を總稱して外交大權或は國家の代表權と謂ふ此權も亦國家か外部に對する權利にして元首に於て代表するものとす故に一國か他國と交戰する場合に於て若し元首との開戰を宣せざる時は其交戰は人民一部分の私闘にして其國家の開戰と稱す可からず講和條約皆然りとあすブルンチェリー曰く元首の意志に依らすして一黨一軍の爭鬪するは開戰にあらず又其干戈を置くも和睦にあらずありと我邦に於ける宣戰講和權及條約締結權即ち外交大權は全然天皇の特權に屬するものあり

宣戰講和權を分ちて宣戰と講和との二と爲すを得へし而して宣戰權は之を行政の首長に歸するを常とし學者亦之に歸せざる可からざるを論せり曰く議院をして宣戰の事に干與せしむるは行政權の一部を

割て立法部に與ふるものにして國家を危殆の地位に陥るゝあり曰く議院の討論は敵國の爲めに政略を看破せらるゝの媒と爲り彼に利あるのみにして我に害あり兵は神速を貴ふものなるに議院は靜に事體を思考し閑に形勢を觀察せざる可からず議院をして戰事に與からしむ可からざる所以あり和蘭國憲法第五十六條に國王ハ開戰ヲ宣告シ直ニ之ヲ兩院ニ通知スと定むるか如きは則ち此主義を取りし者あり講和の場合右の論を以て規すへからざるものあり蓋講和の事たる交戰の止息に外からざるも其講和の爲めに關係を國民の權利義務に及ぼし永久の關係を生ずること少からざればありブルンチェリーの說に據れば國約なるものは必多少の制限を設けて立法部の參與を許すを可とす而して講和は往々國約に屬するか故に國約に屬する講和規約は議院の贊成を経るを要すと謂へり國約締結に制限ある場合に於



ては此説の如くあるを當然ありとす

然るに北米合衆國に於て以上の主義と全く反對の主義を取り其憲法第一章第八條を以て宣戰權は之を國會の議權に付し第二章第二條に於て講和權は元老院の可決を経て大統領の決する所に任せたる所以のものは他の理由ありて存するあり他の理由とは何ぞや曰く是等重大の權力は行政部に歸す可からすとの旨趣是れあり蓋國家組織の純理より論せば正當の規定とは謂ふへからざるも彼れの國體より觀るとき亦已むを得ざるものからむ

條約締結の權は各國の憲法多くは制限あるものゝ如しリ<sup>ヨシ</sup>テ<sup>テ</sup>學國憲法論國王代表權の部に曰く國王は外國と條約を締結するの權を有するも或一定の場合に於ては國會の同意を要すと其所謂或場合とは則ち第四十八條第二項の貿易諸約及一國若クハ國民ノ負擔ヲ起スヘキ

諸約云々の明文を指すものあり本邦に於ては此の如きの規定ありと雖も議院は第四十九條に據り其意見を上奏するを得べきあり

本條には其明文なきも使節を派遣し及外國の使節を受くるの事も亦外交大權に屬するものにして我より使臣を發することも彼より使節を受くることも天皇にあらされは能はざるあり使節に一般の事務を任ずるものと一事件を處理するものとの別あれども要するに本邦派遣の使節は則ち天皇の代表者にして之を受くる者は天皇に於けると同一の禮遇を盡さる可からず夫の萬國公法の上に於て公使及其屬僚又は是等官吏の居留せる公使館を國法施行の範圍外に置くものは則ち右の理由あるか爲めあり

#### 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム



戒嚴とは何ぞや戰時事變に際し兵備を以て全國若くは一地方を警戒するの謂かり此事亦天皇之を宣告するを以て原則と爲す時の場合又は事の便宜の爲めに戒嚴宣告の權を委任せられたる者あるか故に此任に居る者は別論あるも其他は如何なる事情あるも如何なる場合に於ても決して之を命令するを得へからず假令命令するも人民は之を遵奉するの義務なきものとす戒嚴の宣告ありて臨戰地境又は合圍地境とあるときは本法第二章の權利も多くは其停止する所とあり其人民の不幸勝て言ふ可からざるを以て國家大體の必要上已むを得ざる場合に非ざる以上は容易に行ふべきことにわらす而して果して國家の必要は該地人民の不幸を顧みるの場合にわらざるや否やは元首にわらざれば之を決定するを得へからず是れ戒嚴宣告權の天皇に存する所以あらむ而して戒嚴令第四條以下三箇條の規定は變例にして該

條に掲げたる各長官司令官は此權力を委任せられたるものなり第二項の大意は戒嚴に付ての要件及戒嚴の効力は別に法律を以て規定すと謂ふに在りて所謂法律とは左に掲げたる戒嚴令ありとす即ち戒嚴令第一條より第七條に至るの規定は戒嚴の要件にして其第八條以下は戒嚴宣告より生ずる効力あり前段述べたるか如く戒嚴は國家の必要已むを得ざるに出るか故に之を宣告するには戒嚴令定むる所の要件を充たさざる可からず第一戰時事變の際あること第二戒嚴の種類を定むること第三之を宣告することは是れあり而して變例即ち各長官司令官等に於て宣告する場合に於ては更に上申具申の手續と爲すべきものとす全國又は一地方に於て一朝臨戰地境とし合圍地境とするの宣告あるときは其區域内の地方行政事務及司法事務の全體又は軍事に關係ある部分は其地司令官の管掌と爲り合圍地境内に於け



る裁判事務の全體又は或一定の部分は軍術の裁判に屬し共に控訴上告するを得へからず而して臨戰地境と合圍地境とを問はず戒嚴區域内に於ては集會出版の自由交通の自由信書の秘密所有權家宅權居住權等を停止せらるゝことあるも人民は甘して之に服従せざるへからず其不幸固より憐むへしと雖も非常の場合に於ける國家已むを得ざるの必要は亦奈何ともすへからざるあり

(參照)明治十五年八月五日第三十六號布告

戒嚴令別冊ノ通制定ス

右奉 勅旨布告候事

別冊

戒嚴令

第一條 戒嚴令ハ戰時若クハ事變ニ際シ兵備ヲ以テ全國若クハ

一地方ヲ警戒スルノ法トス

第二條 戒嚴ハ臨戰地境ト合圍地境トノ二種ニ分ツ

第一 臨戰地境ハ戰時若クハ事變ニ際シ警戒ス可キ地方ヲ區

畫シテ臨戰ノ區域ト爲ス者ナリ

第二 合圍地境ハ敵ノ合圍若クハ攻撃其他ノ事變ニ際シ警戒

ス可キ地方ヲ區畫シテ合圍ノ區域ト爲ス者ナリ

第三條 戒嚴ハ時機ニ應シ其要ス可キ地境ヲ區畫シテ之ヲ布告

ス

第四條 戰時ニ際シ鎮臺營所要塞海軍港鎮守府海軍造船所等遠

カニ合圍若クハ攻撃ヲ受クル時ハ其地ノ司令官臨時戒嚴ヲ宣

告スルヲ得又戰界上臨機ノ處分ヲ要スル時ハ出征ノ司令官

之ヲ宣告スルヲ得



第五條 平時土寇ヲ鎮定スル爲メ臨時戒嚴ヲ要スル場合ニ於テハ其地ノ司令官速カニ上奏シテ命ヲ請フ可シ若シ時機切迫シテ通信斷絶シ命ヲ請フノ道ナキ時ハ直ニ戒嚴ヲ宣告スルヲ得

第六條 軍團長師團長旅團長鎮臺營所要塞司令官警備隊司令官若シハ分遣隊長或ハ艦隊司令長官艦隊司令官鎮守府長官若シハ特命司令官ハ戒嚴ヲ宣告シ得ルノ權アル司令官トス

第七條 戒嚴ノ宣告ヲ爲シタル時ハ直チニ其狀勢及ヒ事由ヲ具シテ之ヲ大政官ニ上申ス可シ

但其隸屬スル所ノ長官ニハ別ニ之ヲ具申ス可シ

第八條 戒嚴ノ宣告ハ褻ニ布告シタル所ノ臨戰若シハ合圍地境ノ區畫ヲ改定スルヲ得

第九條 臨戰地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ノ軍事ニ關係アル事件ヲ限リ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若シハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十條 合圍地境內ニ於テハ地方行政事務及ヒ司法事務ハ其地ノ司令官ニ管掌ノ權ヲ委スル者トス故ニ地方官地方裁判官及ヒ檢察官ハ其戒嚴ノ布告若シハ宣告アル時ハ速カニ該司令官ニ就テ其指揮ヲ請フ可シ

第十一條 合圍地境內ニ於テハ軍事ニ係ル民事及ヒ左ニ開列スル犯罪ニ係ル者ハ總テ軍衙ニ於テ裁判ス

刑法

第二編



第一章 皇室ニ對スル罪

第二章 國事ニ關スル罪

第三章 靜謐ヲ害スル罪

第四章 信用ヲ害スル罪

第九章 官吏瀆職ノ罪

第三編

第一章

第一節 謀殺故殺ノ罪

第二節 毆打傷創ノ罪

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪

第七節 脅迫ノ罪

第二章

第二節 強盜ノ罪

第七節 放火失火ノ罪

第八節 決水ノ罪

第九節 船舶ヲ覆没スル罪

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪

第十二條 合圍地境內ニ裁判所ナシ又其管轄裁判所ト通路斷絶

セシ時ハ民事刑事ノ別ナシ總テ軍衙ノ裁判ニ屬ス

第十三條 合圍地境內ニ於ケル軍衙ノ裁判ニ對シテハ控訴上告

ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 戒嚴地境內ニ於テハ司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行ス

ルノ權ヲ有ス但其執行ヨリ生スル損害ハ要償スルコトヲ得ス

第一 集會若シハ新聞雜誌廣告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル



- 者ヲ停止スルヲ
- 第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルヲ
- 第三 銃砲彈藥兵器火具其他危險ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ之ヲ検査シ時機ニ依リ押收スルヲ
- 第四 郵便電報ヲ開緘シ出入ノ船舶及ヒ諸物品ヲ検査シ並ニ陸海通路ヲ停止スルヲ
- 第五 戰狀ニ依リ止ムヲ得サル場合ニ於テハ人民ノ動産不動産ヲ破壊燬燒スルヲ
- 第六 合圍地境內ニ於テハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り檢察スルヲ
- 第七 合圍地境內ニ寄宿スル者アル時ハ時機ニ依リ其地ヲ退

去セシムルヲ

第十五條 戒嚴ハ平定ノ後ト雖モ解止ノ布告若クハ宣告ヲ受クルノ日迄ハ其効力ヲ有スル者トス

第十六條 戒嚴解止ノ日ヨリ地方行政事務司法事務及ヒ裁判權ハ總テ其常例ニ復ス

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

本條は國家統治の大權より分派し來る名譽權の規定にして之か使用の方法(即ち事實に發表するの手段概ね四あり曰く爵を設くるあり曰く位階を立るなり曰く勳章あり曰く其他の榮典(例せば褒章)授け賞品を賜ひ賞詞を與ふるの類)あり而して此等の者又各多少の階級等差を立るを可とす本邦古來の沿革は姑く置き現行の制度に従へば爵位勳褒章等の階級等差大畧左表の如し



公
爵
侯
爵
伯
爵
子
爵
男
爵

正一位	正二位	正三位	正四位	正五位	正六位	正七位	正八位
從一位	從二位	從三位	從四位	從五位	從六位	從七位	從八位

爵	公	爵	侯	爵	伯	爵	子	爵	男	爵
位	從一位	正二位	從二位	正三位	從三位	正四位	從四位	正五位	從五位	正六位

爵位准例表

勳等	勳章
----	----

大勳位	菊花大綬章○菊花章
勳一等	旭日桐花大綬章○旭日大綬章○寶冠章○瑞寶章
勳二等	旭日重光章○寶冠章○瑞寶章
勳三等	旭日中綬章○寶冠章○瑞寶章
勳四等	旭日小綬章○寶冠章○瑞寶章
勳五等	雙光旭日章○寶冠章○瑞寶章
勳六等	單光旭日章○瑞寶章
勳七等	青色桐葉章○瑞寶章
勳八等	白色桐葉章○瑞寶章

表中寶冠章は婦人に屬す



褒章

紅綬褒章

自己ノ危難ヲ顧ミス人命ヲ救助セシ者ニ賜フ

綠綬褒章

德行卓絶ナル者ニ賜フ

藍綬褒章

公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者ニ賜フ

褒狀

奇特ノ實行アルモ褒章ヲ賜フヘキ場合ニ至ラサルモノニ賜フ

抑此名譽權は如何なる場合に於て使用せらる可きか今夫れ智畧才能徳義の士を得之をして要路に立ち以て國家經綸の機關たらしめは其國利民福を増進する實に鮮少ならず古人の語に天下の爲めに人を得る之を仁と謂ふと曰ふも之か爲め耳天下一人を得るも猶且此の如し

若し一般人衆をして彼の如くおらしめは其福利果して如何るや故に苟も智畧才能徳義を造作する方法あらは之を法律に制定し以て天下を驅て其中に網羅するに若く莫しと雖も奈何せん智畧才能徳義は人々天賦の資性に出るを以て人力の得て如何ともする所に非ず故に其事實(即ち功績)に發表するを竣て之か名譽を確認し以て其將來と獎め且以て一般人衆を勵すの外おききり即ち國利民福を増進するの最も大なる者には爵を授く爵は特り光榮を其人に與ふる而已ならず猶其家に屬し子孫亦之を襲くを得可し位に叙し勳に叙するも皆其功績の大小輕重に従ふ但位勳は其人に屬して其家に屬せず子孫之を襲くを得ざるあり孝子貞婦の類は彼の如く直接に國民の福利を増進せすと雖も倫常を履み秩序を整へ其間接の効用亦大なりとす故に褒章を授け或は賞品を賜ひ或は賞詞を與へ以て之を旌表す且爵位勳を有す



る者には特に其待遇を厚ふす例せば爵位勲の階級に依て軍隊の禮式を等差し或は國祭大節の式に參せしむるの類要するに爵位勲其他の榮典は智畧才能德義を以て國利民福を増進したる功績ある者の名譽を確認し之をして天下に表章發輝せしめ以て其將來を奨め且以て一般人衆を勵すの具と爲すものあり

或は謂む名譽は智畧才能德義に伴ふものあり而して智畧才能德義は人々天賦の資性に出て巨萬の財も以て購ふ可からず三軍の勇も以て奪ふ可からず王侯の權も以て與ふ可からず然則ち爵位勲等を以て之を奨勵するも蓋實効を奏するに足らざる可し寧ろ無用の長物には非ざる耶と其れ然り豈其れ然らんや智畧才能德義は實に天賦に出づ故に孤立獨居するも猶之を保有するを得可し名譽は此に伴ふと云と雖も孤立獨居以て之を得可きに非す必竟名譽は他の賞賛稱揚を得然後

ち快樂を已れに感起せしむるものたり換言せば社會的より得る所の快樂あり西哲曰く人は快樂の奴隷なりと至れる哉言や凡庸下輩は目前の快樂を求め其次は終身の快樂を求め其次は一家の快樂を求め又其次は國家公共の快樂を求め宗教の熱に感ずるの深き者は今世を棄て來世の快樂を希ふ由是觀之は人生の目的一に快樂に在り國家は人衆より組成す人衆の八九は常に凡庸下輩を以て之を充たすものあり彼の國家公共の快樂を目的とする者の如きは千萬中一を望む可からず然則ち普通人衆の意志は目前の快樂を求むるに在りと云も敢て不可あかる可し目前の快樂を得るには利に若くはあし人情利に就く猶水の下に流れ火の燥に就くか如くあるも必竟之か爲めのみ故に國家を統治せるに利を以てせば進めて而して進まざる莫く退けて而して退かざる莫し人衆を驅て白刃を履ましむるも可あり水火に趨かしむ



るも可あり利の用亦大からず乎然れとも上に好む者あれば下には是より甚しき者あり利を以て之を率ゆれば人々利に馳せ底止する所を知らず所謂上下交征利國危矣の境遇に瀕するは必至の勢なり且國家の利に限りあり人衆の求め限りあし有限を以て無限に應ずるを得ず於是乎名譽を要するに至る名譽は利に代へて以て人衆の功績を獎勵するの具たり而して其物たる元來社會的より得可きものあるか故に其賞賛稱揚せらるゝの區域愈廣きに隨て其快樂と感起するの分量益大あるは其性質の然らしむる所とす今天皇は國家の元首たり而して其確認(即ち賞賛稱揚)を得は其區域是より廣きはあく快樂の分量亦是より大あるはなし是名譽の國家に必要にして此權の元首に屬せざる可からざる所以あり豈之を無用の長物と謂はんや

第十六條 天皇ハ 大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

大赦特赦減刑復權等を論ずるは元と刑法學上の問題に屬するも本條を解説するには聊之を述べざるを得ず請ふ左に其大意を述べ次て本條の意義に移らむ

大赦とは英語之を *Amnesty* と謂ひ忘却するの義あり即ち罪跡を忘却するの謂にして國事犯特別犯等其事件に對して適用せらるゝものとす蓋世運一變すれば政府の主義も從て變ずるのみならず政府の更迭すること亦之あきにあらず此の如き場合に於ては先の犯罪事件は今の功業と爲り世人は其犯人を欽慕し其事件を稱賛し敢て之を犯罪視せざるのみか却て其事件に關かりし人の法網に罹れるを憾むるに至る是れ大赦を行ふて罪跡忘却の實を擧げ其曾て之あかりしか如くする所以あり特赦は古の所謂恩赦にして此に恩惠に出て専ら人に就て與へらるゝものあり法律は至善至美あるも元と一般の推測に出



てたるものにして如何ある場合も網羅し如何ある情況も豫想し得たるものとは謂ふ可からず故に同しく某所爲にして或は其意思霄壤の差あるものあり或は其境遇大に異なるものありて同一の規定を以て處す可からざるごとく往々現出せざるを得ず卑近の例を以て言へは凶徒惡僕の良民を殺すも孝子義僕が君父の讐敵を斬るも同しく殺人罪たるは一あり然れとも其意思を釋尋すれば一は甚惡むべきも一は或は賞すべきものあり之を遇するに一樣の處置を以てするは抑用刑の本旨にあらざるあり且や人は希望を絶たしむ可からず絶望すれば進取の氣象止む大罪を犯したる者は大罪人あるも無期無限に之を懲罰し其人の前途をして茫々たる悲境からしめ天涯一髮の樂土をも認め得さらしむるは是れ之を絶望的に擠すものにして悔悟改悛の路を斷つものあり亦得計にあらざるあり是等の理由は實に特赦減刑復權等

の由て生ずる所ありとす

本條は是等赦免恩典の命は一に天皇の權内に在ることを定む其之を天皇に歸せざる可からざるものは天皇は國家の元首にして且社會の長者なれば不偏不黨能く中正を保つを得へければあり李國憲法第四十九條和蘭憲法第六十六條伊太利憲法第八條奧國憲法第五編第十三條北米合衆國憲法第二章第二條の規定も大同小異ありとす  
和蘭憲法第六十六條第三項の如きは大赦及特赦は法律ニ依ラスシテ行フコトヲ得スとありて他の憲法に於ても多くは多少の制限を置けり今本條は専ら此權の天皇に在ることと規定すれども本條は大體上の規定にして治罪法第四百七十條以下の條項は天皇か此權を行ふの順序を定めたるものおれば決して此順序に依らすとの意あるにはあらざるあり然れども大赦に至ては法律上之を行ふの順序を定めず即



ち一に天皇の親裁に出るものとす今特赦復権等は之を行ふの順序ありて獨り大赦に此規定なきものは亦然る所以の理由をかくむはあらず蓋大赦特赦の性質たる前段述べたる如く一は事件を忘却し一は人を恩免するものあり大赦は事件に係るか故に犯人の情況如何は之を問ふを要せず只社會一般は果して其事件に對し如何なる感情を生せるかを見るべきのみ特赦に於ては人を主とするを以て其犯人の情況を詳にせざる可からず而して社會の感情を見るは一局一部の人の得て能すべきにあらざるも如何なる犯罪に如何なる情況の者あるかは固より當局者にあらされは知る能はず知る能はされは之を知るの方法あかるへからず以て特赦に之を行ふの順序を要し大赦に之を要せざる所以を見るべきあり今左に刑法治罪法中復権特赦に關する條項を掲げて參照に供すへし

(參照)刑法抄出

第六十三條 公權ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルコトヲ得主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ付シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直チニ復権ヲ得特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ復権ヲ得ス

赦ニ因テ復権ヲ得タル者ハ自ラ監視ヲ免シタル者トス

第六十五條 復権ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得可カラズ

治罪法抄出

第四百七十條 復権ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期限經過



シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法卿ニ之ヲ爲ス可シ  
復權ノ願書ニハ本人署名捺印シ現ニ住スル地ノ始審裁判所檢  
事ニ之ヲ差出ス可シ

第四百七十一條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

一 裁判言渡ノ謄本

二 主刑ノ滿期特赦又ハ期滿免除ト爲リタルコトヲ證明スル書類

三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタルノ證書

四 賠償及ヒ裁判費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタルノ證書

五 過去現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第四百七十二條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條

ノ書類ニ意見ヲ添ヘ之ヲ控訴裁判所檢事長ニ差出ス可シ

第四百七十三條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關

スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法卿ニ差出ス可シ

第四百七十四條 司法卿ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閲シ其願

ヲ允許ス可キ者ト認メタル時ハ速ニ上奏ス可シ

第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿ノ意見ニ因リ復權ノ願ヲ棄却

シタル時ハ司法卿ヨリ其旨ヲ控訴裁判所檢事長ニ通知シ檢事

長ヨリ願書ヲ差出シタル始審裁判所檢事ニ通知ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期限ノ半ヲ經

過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復權ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規則ニ從フ

第四百七十六條 復權ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ其裁可狀

ヲ控訴裁判所檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル始

審裁判所檢事ニ送致ス可シ



檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ  
 又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判  
 所ニ於テハ之ヲ裁判言渡書ニ記入ス可シ  
 第四百七十七條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ檢察  
 官又ハ監獄長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法卿ニ申立ルヲ得  
 監獄長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ス時ハ檢察官ヲ經由ス可シ但檢察  
 官ハ意見書ヲ添フヘシ  
 特赦ノ申立アリタル時ハ司法卿ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上  
 奏ス可シ  
 第四百七十八條 司法卿ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特  
 赦ヲ申立ヲ爲スヲ得  
 死刑ヲ除クノ外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セズ

第四百七十九條 特赦ノ申立棄却アリタル時ハ司法卿ヨリ刑ノ  
 言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官ニ其旨ヲ通知ス可シ  
 第四百八十條 特赦ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ刑ノ言渡ヲ  
 爲シタル裁判所ノ檢察官ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テ  
 ハ第四百七十六條ノ規則ニ從フ  
**第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル**  
**攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ**  
 恭惟みるに大日本國皇位は男系の男子之を繼承し其順序は必皇長子  
 に傳へ皇長子在らざるときは皇長孫に皇長子及其子孫在らざるとき  
 は皇次子及其子孫に傳ふとは皇室典範の定むる所にして是等の規定  
 は時に未成年の天皇あることを豫測するに足るものありよしや我皇  
 室の壽富にして子孫多き萬此事あしとするも人事豫知すへからず如



何ある故障ありて亘久の親政を妨ぐるなきを保す可からず是れ實に本條の規定なき能はざる所以にして此の如き場合には攝政を置かるるものとす而して之を置く一に皇室典範の規定に依るべきあり前第二條下に掲けたる皇室典範第十九條以下参照すへし

攝政は如何ある權力を有し如何ある地位に立つものか是れ本條第二項の規定する所にして即ち攝政は天皇の名義を以て天皇握有する所の總ての大權を執行し其資格は天皇の代治者たるものあり故に其國民並外國に對して自己の意見を以て天皇の大權を行ふこと一に天皇に異なる所なく其大權執行上に於ても憲法の特に攝政に對する制限あることかし然らば則ち天皇との區別何くに在る曰く攝政は此の如く大權の執行上に於ては聊天皇に異ならずと雖も天皇の稱號は之を有するを得ず陛下の敬稱は之を受くるを得ず神聖不可侵の資格も存

することかし換言すれば天皇に屬する大權を執行するも至尊に對し從屬者たる分限は敢て變ずることなきあり

攝政解任の事は皇室典範にも規定する所なしと雖も其之を置くの事情消滅するときは隨て之を解任せざる可からず皇室典範第十九條に於て之を置くの事情を掲けたり曰く天皇未成年あるとき曰く天皇亘久の故障あるときは是れあり既に攝政を置くも右の事情にして消滅する場合即ち天皇既に成年に達するか又は故障息みて親政に妨げなきに至らば攝政は其任を終るものとすへきあり蓋解任の勅令あることありむ而して第二の場合に於ては果して故障息み親政に妨げなきや否や皇族會議及樞密顧問の議を経て定まるあるへし

又攝政を置きたる天皇崩するか或は攝政たる人薨するとき攝政の任も隨て解了するは言を待たず天皇崩したる場合に於ては皇位は皇位



繼承者に移るか故に若し繼承者にして亦未成年あるときは更に攝政を置くべきあり攝政者一身上の事に就ては薨去の外亦辭職其他の場合もあるへし

爰に又一問題の在るあるは天皇の一時の故障に由り大政を親らする能はざるの場場合は如何と云ふこと是れあり天皇か疾病に罹り或は外國に旅行する等にして皇室典範第十九條第二項に所謂久キニ亘ルの故障に屬せざるときは願ふに内閣大臣に委任せらるゝことあるへし久キニ亘ルとは元と比較的の語あるか故に一時故障の場合は臨時勅定せらるゝことと視て可あらむ

第二章 臣民權利義務

本章總て十五條日本帝國臣民か法律上有する所の權利及義務の事を定む日本臣民は如何ある要素を有すべきかの事は第十八條に於て説

明すへし又茲に權利と云ふは臣民か治者に對して有するの權即ち公權にして彼の臣民相互間に生ずる私權と混すへからず義務亦然りオースチンの所謂無故義務あるものにして或は孤立義務とも謂ひ治者に對するの義務ありとす故に平易に之を言へば本章の規定は日本政府の其臣民に對して本章規定する所の公權を法律に據て保護すべきことを證明し又日本臣民は政府に對して本章定むる所の義務を盡すへしと命したるものあり今本章を概括すれば左の如し

- 一 官吏と爲り公務に就くの權
- 二 居住の自由
- 三 人身の保固
- 四 裁判を受くるの權
- 五 住所不可侵權

權利



日本臣民

義務

- 六 信書の秘密
- 七 所有權の保固
- 八 信教の自由
- 九 言論著作印行集會及結社の自由
- 十 請願權
- 一 兵役の義務
- 二 納税の義務

我日本國の法律に従ひ苟も日本臣民たるの要素を具備するものは上  
 下貴賤の別なく老幼男女の差なく法律の許す範圍内に於て平等一様  
 に右に掲げたる權利義務を有するものとす而して此の如く臣民權利  
 義務の平等一様あるは國家の原理に基くものあり請ふ少しく之を述  
 へむ

蒼空に翮へる鳥の如き曠野を走る獸の如きは食に飽けは亦他に需む  
 る所なきも吾か人類に至ては大に之に異かれり一例を以て之を謂へ  
 は晝明夜暗は天の命數あるに人類の靈智は之に満足せず初め松明を  
 以て暗を照せしあるへきも油燈蠟燭之に次き油燈蠟燭足らずして之  
 に次くに瓦斯を以てし而して今や瓦斯尙満たすして電氣を使用する  
 に至れり其生活上の需用は所謂飽くなきの需めにして昔日の満足は  
 今日の不足とあり今日の満足は乍ち他日の不足とあるもの實に人類  
 の性質に於て然りとす斯の如き需めて飽くなきは人類の性質なる  
 に其一個々々の腕力智識は固より限りありて如何に奮勵するも孤立  
 以て之を充たすを得へからず所謂人生の大背反あるものは是れあり此  
 需めて飽くなきの性質と之を需むるの力限りあると即ち人生の大背  
 反こそ人類團結の必要の因て起る所ありとす國家あるものは實に以



上の理に由て團結し其團結全體の利益を計るものあり即ち國家學者か國家は其國內か各人の協合一致して各自の生活を發展せしむるの機關ありと謂ふは是れ之を指すあり

國家の由來果して此の如くあるときは其原理も亦之に因て定まらざるを得ず即ち國家をして人生本來の性質ある飽くあきの需をは協同の力を以て之を達せしめむとするにある以上は國家は偏頗かく厚薄かく平等一様に國民の利益を計らざる可からず即ち平等一様は國家の原理あり且や國家をして人類國家を成す所以の目的を達せしめむには先づ其國家自身に於て富強あらざるへからず而して國家の富強は素と各一個人の富強より來るか故に國家は又一個人の生活を進歩發達せしめざる可からず觀よ人民貧弱にして其國家獨り富強あるものあるの北米合衆國の勢力彼れの如く盛ある英吉利王國の富強彼れ

の如く大ある皆其人民の生活進歩發達せるに因らすむはあらず蓋し各一個人は國家に依て其目的と達し國家は亦各一個人に依て活動するものあり然らば則ち此點より論するも國家の各一個人に對して平等一様あるへきは明瞭あり

右は種族階級の存するにも拘はらず國民權利義務の平等一様ある所以にして若夫れ帝國議會の組織等は必しも此原理にのみ據るへからず其理は更に第三章に於て説明せむ

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

本條は日本臣民たるの分限に關する規定あり而して其分限を得之を保ち及之を失ふ等の事項即ち要件は一にして足らず固より憲法上に規定し盡す所に非ず故に他の法律の定むる所に委するあり是豈獨り



本邦而已あらむや泰西各國に於ても亦然るもの之れなきに非ざるあり一例を舉れば白耳義憲法第一條に白耳義人タルノ身分ハ之ヲ得之ヲ保テ及之ヲ失フテ民法ニ由テ定タル規例ニ從フとあるの類是あり蓋本條所謂法律とは亦民法を指すものとす故に民法發布あるに非ざれば此要件を詳悉するを得ざるあり現今の制度に從へば惟一二の規定あるを見る而已曰く日本人に嫁したる外國の婦人は日本人たるの分限を得可く外國人に嫁したる日本の婦人は日本人たるの分限を失ふ可しと其簡略なる此の如し故に曰く民法發布あるに非ざれば詳悉あるを得すと

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

本條は日本臣民の官職に任し公務に就くの權利に關する規定あり此權利も亦一々此に規定せずして他の法律の定むる所に委するあり現今の制度に從へば陸海軍の少將以上を除き其他勅任官に任用せらるゝには曾て何等の資格をも規定せられず文官中奏任判任には文官試験試補及見習規則あり武官中陸軍將校には陸軍將校生徒試験委員條例あり此條例此規則に規定する所の要件を具有し試験に及第し且實務の練習を経たる者は華族士族平民の別なく文武官に任用せらるゝものあり且陸軍には明治十九年七月二十六日勅令第五十八號陸軍武官進級條例あり海軍には同年十月五日勅令第六十四號海軍高等武官進級條例ありて順次階級の方法を規定し一定の年數在職したるものに非されは昇等するを許さず此等の條例規則の外多少の特例なきに非すと雖も今一般普通の例規を示さむ爲め左に文官試験試補及見習



規則并に陸軍將校生徒試験委員條例を掲ぐ

(參照)明治二十年七月二十五日勅令第三十七號

文官試験試補及見習規則

第一 通則

第一條 本令ニ於テ文官ト稱スルハ奏任判任ノ文官ヲ總稱シ試補ト稱スルハ勅令第十三號學位令ニ依リ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケ又ハ法科大學文科大學及舊東京大學法學部文學部ヲ卒業シ又ハ高等試験ヲ經當選シテ高等官ノ實務ヲ練習スル者ヲ云ヒ見習トハ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校及司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有シ及普通試験ヲ經當選シテ判任官ノ事務ヲ練習スル者ヲ云フ

本令ニ於テ司法官ト稱スルハ裁判官及檢察官ヲ總稱ス

第二條 第三條 第四條ニ掲グルモノヲ除クノ外本令ニ依リ定規ノ試験ヲ經當選シタル者ニアラサレハ試補及見習ニ任命スルコトヲ得ス又實務練習ヲ終リタル者ニアラサレハ本官ニ任スルコトヲ得ス

第三條 三年以上分科大學ノ教授ニ任シタル者ハ高等試験及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任シ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法科大學文科大學及舊東京大學法學部文學部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得

司法官タルノ資格ヲ有スル者ニシテ他官ヨリ司法官ニ轉スルトキ又ハ司法官タルノ資格ヲ有シ三年以上代言人タル者ハ實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得



第四條 官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校及司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコトヲ得

第五條 試験ヲ分テ高等試験普通試験ノ二種トス

高等試験ハ試験ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニシ普通試験ハ判任官見習ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニス

第六條 試験ハ筆記口述ノ二様トス筆記試験ニ落第シタル者ハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第七條 試験ハ筆記口述ノ二様ニ就キ各科目ノ點數ヲ合算シタル一定ノ平均點數ヲ以テ合格ヲ定メ時々官廳ノ需要ニ應シ人員ヲ限リ内閣ニ於テ合格者中ヨリ選抜シテ當選者ヲ定ム但一

科目ニ付一モ點數ナキ者ハ合格者トスルコトヲ得ス

第八條 前條ノ選抜ニ當ラサル者ハ合格者ト雖モ再ヒ文官ノ任用ヲ望ムトキハ更ニ本令ニ依リ試験ヲ受クヘシ

第九條 試験ニ必要ノ參考書類及紙墨ハ試験室ニ備ヘ置キ受験人之ヲ携帯スルコトヲ許サス

第十條 試験當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十一條 第九條ヲ犯シ若クハ不正ノ方法ヲ以テ當選シ他日其事ノ發覺シタルトキハ當選ノ効ナキモノトス

第十二條 第九條ヲ犯シタル者及第十一條ノ處分ヲ受ケ又ハ不正ノ方法ヲ以テ當選セント企テタル者ハ再ヒ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十三條 第十八條第二十三條第三十六條ノ履歷書中事實ヲ隱



匿シ又ハ之ヲ偽リタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十四條 試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本令施行ノ後五ケ年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ缺

アルトキハ其練習ノ滿期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトアルヘ

シ  
五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者ニシテ高等試験ヲ經當選シタ

ル者ハ事務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得

第二 高等試験

第十六條 高等試験ハ各官廳ノ須要ニ從ヒ時々東京ニ於テ試験

委員之ヲ行フ其期日及場所ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十七條 高等試験ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ

一 丁年以上ノ男子

一 外國ニ於テ大學校又ハ之ト同等ナル學校ノ卒業證書ヲ有

シ又ハ三年以上其學科ヲ修學シタル旨ヲ證明スル證書ヲ

有スル者

一 文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ理

財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ有スル者

一 高等中學校及東京商業學校ノ卒業證書ヲ有スル者

一 五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者

第十八條 試験願書ハ其時々官報ヲ以テ公告スル期日前ニ左ノ

證書ヲ取添之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 出願者ノ履歷書

一 第十七條ニ掲グル卒業證書及修學證書寫

一 身分職業年齢及兵役ニ關スル區戸長ノ證書



第十九條 高等試験ノ科目ハ試験ヲ行フ年毎ニ司法官又ハ行政官ノ別ニ依リ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官試験局長官之ヲ選定シ試験ノ期日三箇月前ニ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二十條 第三條第四條ノ資格ヲ具スル者ヲ除クノ外教官技術官其他特別ノ學術技藝ヲ要スルモノハ別段ノ試験法ヲ定ムルマテ各官廳ノ需要ニ從ヒ試験ヲ經スシテ之ヲ任用スルコトヲ得

第三 試補

第二十一條 試補ハ所屬大臣ノ指命スル所ニ就キ定限ヨリ短カラサル期限間事務ヲ練習スヘシ

第二十二條 各官廳試補ノ定員ハ別ニ定ムル所ニ依ル  
第二十三條 法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法科大

學文科大學及舊東京大學法學部文學部ノ卒業生ニシテ行政官又ハ司法官ノ試補ヲランコトヲ望ム者ハ左ノ書類ヲ取添其旨ヲ文官試験局長官ニ出願スヘシ

- 一 出願者ノ履歷書
- 一 學位又ハ卒業證書ノ寫
- 一 身分年齢

第二十四條 行政官ノ試補ハ便宜ニ從ヒ少クモ一箇年半ハ地方廳官一箇年半ハ中央官廳ニ於テ其事務ヲ練習スヘシ

第二十五條 司法官ノ試補ハ便宜ニ從ヒ少クモ一箇年半ハ治安裁判所一箇年半ハ始審裁判所ニ於テ其事務ヲ練習スヘシ

第二十六條 試補ハ所屬大臣ノ指命スル所ニ就キ事務ヲ練習スルニ付テハ其主務長官ノ指揮監督ヲ受クヘシ



第二十七條 主務長官ハ事務練習ノ終ニ於テ試補練習ノ功程ヲ

所屬大臣ニ具狀シ其意見ヲ提出スヘシ

第二十八條 所屬大臣ハ練習期限中ト雖モ試補官吏ニ必要ナル

品位ヲ失ヒタルモノト認ムルトキハ試補ヲ免スヘシ

第二十九條 在職ノ判任官ニシテ高等試験ヲ經當選シタル者ハ

事務練習ヲ要セス缺員アル場合ニ於テハ直ニ本官ニ任スルコ

トヲ得

第三十條 試補ノ命ヲ承ケ所屬大臣ノ指命スル所ニ就キ事務ヲ

練習セサル者ハ試補ヲ免スヘシ

第四 普通試験

第三十一條 中央官廳ニ於テ要スル判任官ノ普通試験ハ各官廳

ノ普通試験委員之ヲ行フ其期日場所ハ時々其官廳ヨリ官報ヲ

以テ之ヲ公告ス

第三十二條 地方官廳ニ於テ要スル判任官ノ普通試験ハ各官廳

ノ需ニ應シ府縣ノ普通試験委員之ヲ行フ其期日場所ハ時々普

通試験委員長ヨリ新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告ス

第三十三條 試験願書ハ本人自ラ之ヲ認メ其時々公告スル期日

前ニ左ノ證書ヲ取添之ヲ普通試験委員長ニ差出スヘシ

一 出願者ノ履歷書

一 身分職業年齢及兵役ニ關スル區戸長ノ證書

第三十四條 普通試験ノ科目ハ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ普

通試験委員之ヲ選定シ文官試験局長官ノ認可ヲ經テ試験ノ期

日一箇月前ニ官報又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第五 判任官見習



第三十五條 各官廳ハ其需要ニ從ヒ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校又ハ司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有シ及普通試験ニ及第シタル者ニ判任官見習ヲ命スヘシ

判任官見習ヲ命セラレタル者ハ所屬長官ノ指命スル所ニ就キ二箇年ヨリ短カラサル期限間事務ヲ練習シ判任官ノ缺員ヲ待テ本官ニ任セラルヘシ

第三十六條 官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校又ハ司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有シ判任官見習ヲラシムコトヲ望ム者ハ左ノ書類ヲ添ヘ主務官廳ニ出願スヘシ

一 出願者ノ履歷書

一 卒業證書ノ寫

一 身分職業年齢及兵役ニ關スル區戸長ノ證書

第三十七條 所屬長官ハ判任官見習官吏ニ必要ナル品位ヲ失ヒタル者ト認ムルトキハ判任官見習ヲ免スルコトヲ得

第三十八條 本令施行ノ前二箇年以上各官廳ニ於テ雇員トナリタル者ニシテ事務ニ熟練シタル者ト本屬長官ニ於テ認ムルトキハ試験ヲ要セス直ニ判任官ニ任ズルコトヲ得

第三十九條 本令ハ明治二十一年一月ヨリ施行ス

明治二十年十二月二十九日勅令第八十一號陸軍大臣連署

朕陸軍將校生徒試験委員條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

陸軍將校生徒試験委員條例



第一條 試験委員ハ士官學校生徒ノ將校試験幼年學校生徒ノ終末試験士官候補生及ヒ幼年學校生徒志願者ノ試験ヲ行フモノニシテ將校學校監ニ隸ス

第二條 試験委員ヲ常置スルコト左ノ如シ  
委員長 一名  
委員 大佐 一名

中少佐 八名  
大尉 九名

第三條 將校學校監ハ委員ヲシテ各種ノ試験ヲ分擔セシメ委員長ヲシテ之ヲ統監セシム

第四條 前條ニ掲クル委員ノ外所要ニ應シ臨時委員ヲ命シ委員長ノ下ニ屬セシム

第五條 各種試験ノ時期ニ際シ書記トシテ下士若クハ陸軍屬若干名ヲ試験委員ノ下ニ屬ス

第六條 委員長以下總テ他ニ本職アル者ヲ以テ之ニ兼補スルモノトス

公務とは衆議院議員府縣市町村會議員市町村名譽職吏員等の類を謂ふ此等の公務に就くを得るの資格は各其法律に就て之を知る可し此公務に就くの權利は概ね人民の選舉に當選し茲に始めて完ふせるものあるを以て此權利を完具する者は己れを任用せしむるを得るも文武官の如きは必ずしも己を任用せしむるを得るものに非ずして既に任用せられたる上他より妨害せられざるの權利ありと知る可し凡國民の權利義務を規定するに二種あり一は國家的に出るもの即ち一般平等あること一は社會的に依るもの即ち不平等あること是あり泰西各國お於ては概ね國家的の原則を採れり今一二の例を舉れば字漏生憲法第四條に曰く凡字漏生國民タル者ハ法章ノ前ニ於テ平等ト



六澳地利憲法第二條白耳義憲法第六條瑞士憲法第四條等の法文皆大同小異ありとす今本邦は之と異にして憲法上一に他の法律の定むる所に委すと雖も之を事歴に徴し之を學理に考ふるに亦國家的の原則を採用せられ且將來愈然らざるを得ること明かあり然れとも我憲法上彼の如く明文の規定あらざるあり或は我臣民の權利義務鞏固をらす泰西各國前に摘出記列したるの類は軟弱をらすと論し動もすれば危險を慮るものゝ如し余輩も亦彼の鞏固にして我の較軟弱なるを感するあり然と雖も實際の利益は彼の鞏固却て我の軟弱に若かさる所あると見る何ろや憲法は萬世不朽を期し可及的之か變更を避けざる可からざることとは前既に詳論したるか如し法律も亦一定不變を期すと雖も憲法と同日の論に非ざるあり然而して國家は活動し終始窮極あることあり況んや本邦は現時長足の進歩を爲し活動最も劇ある

に於てをや且今日泰西各國の憲法に規定する所果して萬世不朽あるを期す可き乎他日若し不適實の事項を生出するあらは忽ち憲法を變更せざるを得ざる可し本邦は然らず此の如き事項あるときは惟法律を變更せば則ち足る而已豈憲法の變更を要せんや余輩此點に關し論せんとするもの夥多ありと雖も事の多端に涉り註釋の體にも非ざるを以て聊か茲に數言を記して以て或者の論に惑ふあからむことを注意する而已

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

本條は日本臣民の國家に對せる兵役の義務を規定したるものあり茲所謂法律とは徵兵令と指すものとす今現行徵兵令中國民の義務關にする條項を抄出し以て左に掲ぐ



(參照明治二十二年一月二十二日法律第一號 陸軍海軍兩抄出)

朕徵兵令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

徵兵令

第一章 總則

第一條 日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ

總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス

第二條 兵役ハ分テ常備兵役後備兵役及國民兵役トス

第三條 常備兵役ハ分テ現役及豫備役トス

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者之ニ服シ豫備役ハ陸軍ハ四箇年海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第四條 後備兵役ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服

ス

第五條 國民兵役ハ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ者ニシテ常備兵役及後備兵役ニ在ラサル者之ニ服ス

第六條 各兵役ノ期限既ニ滿ルト雖モ戰時或ハ事變ニ際スルトキ若シハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ舉アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期ヲ延スコトアル可シ

第七條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ壯丁ノ身材藝能職業ニ從ヒ步兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ



海軍現役兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ沿海地方及島嶼ノ壯丁ヲ  
調査シ海軍ニ適スル職業ニ從ヒ水兵火夫職工及雜卒ニ區別シ  
抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但海軍志願兵徵募規  
則ニ依リ服役スル者ハ本令ノ限ニ在ラス

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ  
於テ服役セシム但在營期限ハ一箇年以内トス

第九條 雜卒ノ現役期限ハ其職務ニ因リ之ヲ短縮スルコトアル  
可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

第十條 二十歳ニ至ラスト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ由リ  
現役ニ服スルコトヲ得

第十一條 滿十七歳以上滿二十六歳以下ニシテ官立學校帝國大  
學撰科  
及小學校 府縣立師範學校中學校若クハ文部大臣ニ於テ中學校  
ヲ除ク

ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若クハ文部大臣ノ認可  
ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學理財學ヲ教授スル私立學校  
ノ卒業證書ヲ所持シ若クハ陸軍試驗委員ノ試驗ニ及第シ服役  
中食料被服裝具等ノ費用ヲ自辨スル者ハ志願ニ由リ一箇年間  
陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自辨シ能ハサルノ  
證アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアル可シ  
前項ノ一年志願兵ハ特別ノ教育ヲ授ケ現役滿期ノ後二箇年間  
豫備役ニ五箇年間後備役ニ服セシム  
滿十七歳以上二十六歳以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ卒業  
者ハ六箇月間陸軍現役ニ服スルコトヲ得其服役中ノ費用ハ當  
該學校ヨリ之ヲ辨償スルモノトス  
前項志願兵ニシテ現役ヲ終リタル者ハ七箇年間豫備役ニ服シ



三箇年間後備役ニ服ス

第十二條 禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ賭博犯ニ由リ懲罰ニ處セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

第十三條 現役中殊ニ勤務ニ熟シ品行方正ナル者ハ歸休ヲ命ズルコトアル可シ

第十四條 豫備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ召集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内勤務演習ノ爲メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閱點呼ヲ爲ス

第十五條 後備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ豫備兵ニ次テ之ヲ召集ス平常ニ在テ勤務演習及簡閱點呼ヲ爲スコト豫備兵ニ同シ  
第十六條 國民兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ後備兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スルトキニ限り之ヲ召集ス

第三章 免役延期及猶豫

第十七條 兵役ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徵兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル

第十八條 左ニ掲グル者ハ徵集ヲ延期ス次年ニ於テ仍ホ徵集ニ適セサル者ハ國民兵役ニ服セシム

第一 體格完全且強壯ナルモ身幹未タ定尺ニ滿タサル者  
第二 疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪ヘサル者

第十九條 公權ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重輕罪ノ爲メ訊問若クハ拘留中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十條 徵集ニ應スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確證アル者ハ本人ノ願ニ由リ徵集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ國民兵役ニ服セシム但分家又ハ絶家廢家再



與ノ故ヲ以テ本條ニ當ル者其他自活シ能ハサル事故ヲ作爲シタル者ハ其願ヲ許可セス

第二十一條 第十一條ニ掲クル學校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ滿二十六歲迄徵集ヲ猶豫ス其事故滿二十六歲迄ニ止ミ又ハ二十六歲ヲ過シルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但第十一條ニ依リ一年志願スル者ハ此限ニ在ラス學術修業ノ爲メ外國ニ寄留スル者ハ本人ノ願ニ由リ滿二十六歲迄徵集ヲ猶豫ス二十六歲迄ニ歸朝シ又ハ二十六歲ヲ過キ歸朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但陸軍試驗委員ノ試驗ニ及第シタル者ハ一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

第二十二條 餘人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長助役及收入役ハ豫備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハ

ス勤務演習簡閱點呼ノ爲メ召集スルコトナシ

法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同シ

凡日本臣民の國家に對せる義務二種あり一は財産上の義務(次條下に説明すへし)一は身體上の義務是なり兵役は身體上の義務中最大重要なものとする此義務は國民一般平等に負擔せざる可からず何とされは國民何人も身體を有せざるを避けられはあり但不具廢疾其他兵役に堪へざる者は法律上此義務を免し或は其服役期を延し或は猶豫せることあるも此は是れ免除延期猶豫にして初めより此義務をなしと謂ふに非ざるあり本邦往昔に在ては兵農二つを兼り一般平等の制ありしも中古に至り分れて二とあり自然分業の狀を爲したるは武門政權を竊むの根本たりしあり維新後漸次之を改良し明治十六年制定の徵兵令以來現行の徵兵令に於ては全く舉國皆兵の主義を採り代人料をも廢せ



らるゝに至れり此制度の時勢民情に適するや否は姑く置き身體上の義務は一般平等ある可しとの原理には頗る能く適合するものと謂はざる可からず

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

本條は日本臣民の國家に對する財産上の義務を規定したるものあり即ち法律の定むる所に從ひ金員物品等を以て納稅せざる可からずとす現今の制度に從へは此稅を大別して三と爲す曰く國稅曰く地方稅曰く市町村稅是あり此諸稅中所得稅、煙草稅、醬油稅の如きは公文式第五條下に掲ぐ制定後勅令として發布施行せられしものあれとも猶本條の法律として之を視ざる可からず但此憲法施行後は法律を以てするに非されは稅則を制定し或は變更することを得ざるは勿論たり

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

本條は日本臣民の住居の自由に關する規定たり是亦憲法上に一々規定せず他の法律の定むる所に委するあり法文に所謂法律の範圍内とあるは寧ろ之を裏面より解釋して法律の禁制せざる限りは何れの地に居住し何れの地に轉移せるも各人の隨意自由ありと見る方妥當ならん現今の制度に從へは保安條例の外國民の居住を禁制したるの法令あることおし依て參考の爲め左に掲ぐ

(參照)明治二十年十二月二十六日勅令第六十七號 内務司法兩大臣連署

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スル爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム



御名 御爾

保安條例

第一條

凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ

內務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ集會條例第八條ニ載スル結社集會ノ聯結通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者罰前項ニ同シ

第二條

屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者

首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ各本刑ニ二等ヲ加フ

第三條

內亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖畫ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ印刷者ハ其情ヲ知ラサルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ル、コトヲ得

第四條